

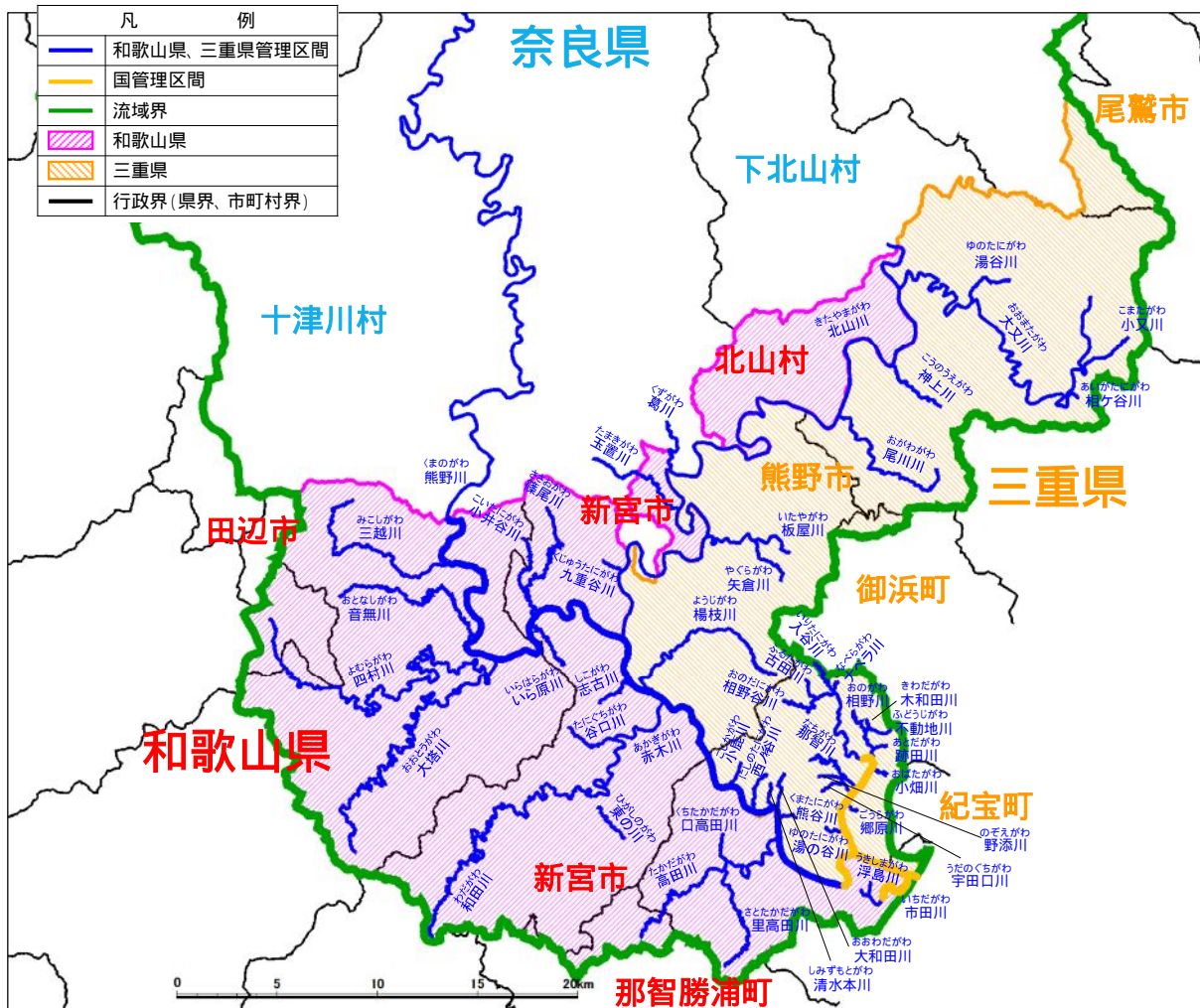
**新宮川水系  
熊野川圏域河川整備計画**

**平成 2 9 年 1 0 月**

**和歌山県・三重県**

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>流域及び河川の概要</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	流域及び河川の概要.....	1
第 2 節	河川の現状と課題.....	6
第 1 項	治水に関する現状と課題.....	6
第 2 項	利水に関する現状と課題.....	7
第 3 節	環境に関する現状と課題.....	10
<b>第 2 章</b>	<b>河川整備計画の目標に関する事項</b> .....	<b>17</b>
第 1 節	河川整備計画の整備対象区間.....	17
第 2 節	河川整備計画の対象期間.....	17
第 3 節	洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項.....	17
第 4 節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	18
第 5 節	河川環境の整備と保全に関する事項.....	18
<b>第 3 章</b>	<b>河川の整備の実施に関する事項</b> .....	<b>19</b>
第 1 節	河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要.....	19
第 2 節	河川の維持の目的、種類及び施工の場所.....	25
<b>第 4 章</b>	<b>河川情報の収集と提供、地域や関係機関との連携等に関する事項</b> .....	<b>26</b>
第 1 節	河川情報の収集と提供.....	26
第 2 節	地域や関係機関との連携等に関する事項.....	26



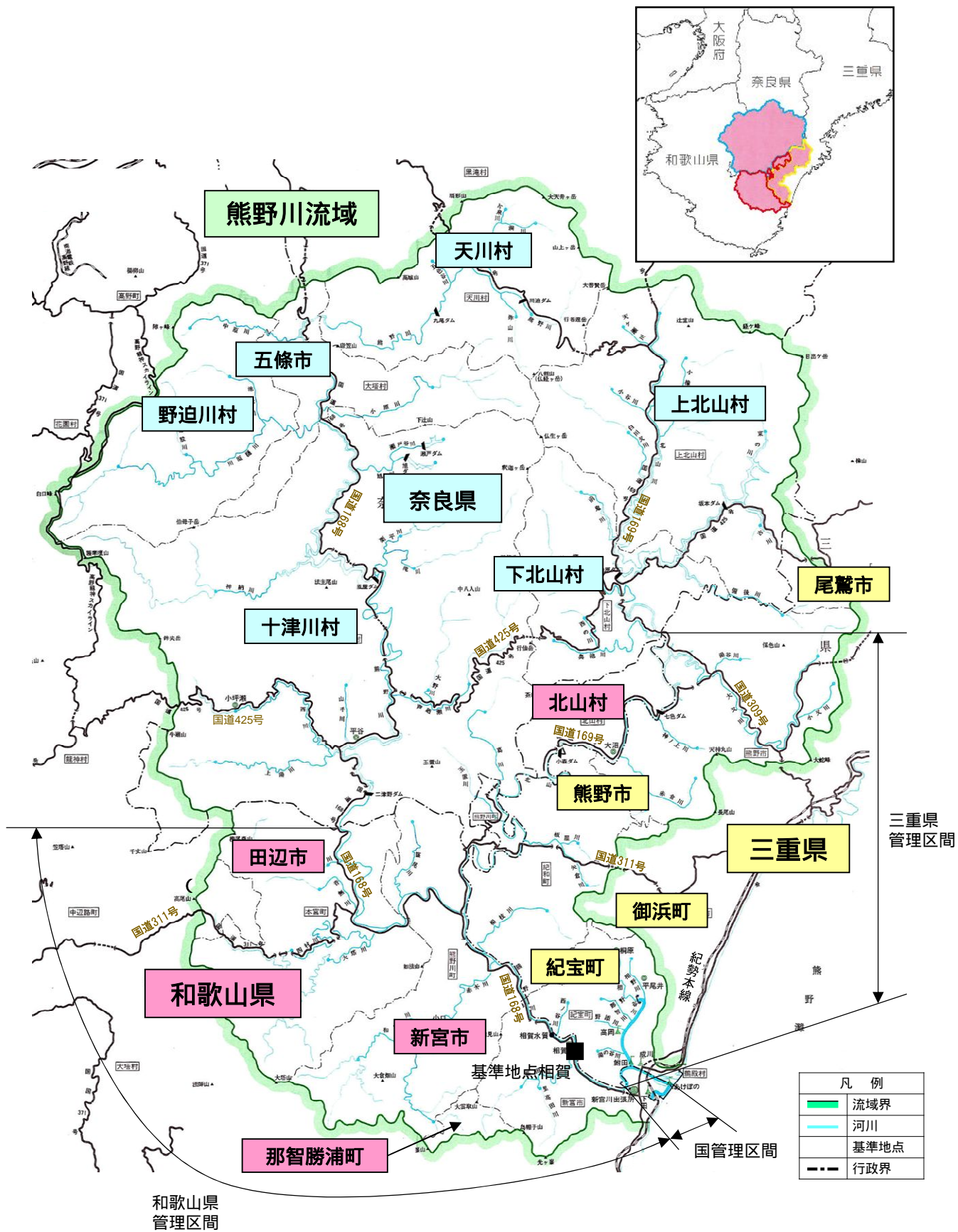
位置図

和歌山県管理河川

河川名	ふりがな	流域面積 (km <sup>2</sup> )	延長 (m)
熊野川	くまのがわ	355.60	43,109
市田川	いちだがわ	5.69	1,720
浮島川	うきじまがわ	0.43	900
高田川	たかだがわ	27.97	9,200
口高田川	くちたかだがわ	4.68	1,000
里高田川	さとたかだがわ	14.22	1,000
赤木川	あかぎがわ	47.63	27,000
谷口川	たにくちがわ	5.83	1,300
和田川	わだがわ	48.02	13,000
東の川	ひがしかわ	9.36	1,000
志古川	しこがわ	5.13	2,000
北山川	きたやまがわ	46.77	34,473
九重谷川	くじゅうだにがわ	1.76	250
玉置川	たまきがわ	19.87	3,500
葛川	くずがわ	25.14	800
篠尾川	ささびがわ	13.27	9,000
小井谷川	こいたにがわ	3.79	1,950
いら原川	いらはらがわ	3.85	1,800
大塔川	おおとうがわ	17.78	6,545
四村川	よむらがわ	53.21	13,400
音無川	おとなしがわ	12.02	7,400
三越川	みこしがわ	28.82	1,000

三重県管理河川

河川名	ふりがな	延長 (m)
熊野川	くまのがわ	22,691
相野谷川	おのだにがわ	10,904
湯の谷川	ゆのたにがわ	2,200
郷原川	ごうらがわ	1,300
野添川	のぞえがわ	1,200
宇田口川	うだのぐちがわ	700
那智川	なちがわ	3,500
小畑川	おばたがわ	1,700
相野川	おのがわ	4,301
跡田川	あとだがわ	1,600
不動地川	ふどうじがわ	1,500
木和田川	きわだがわ	1,000
ナベラ川	なべらがわ	1,100
入谷川	いりたにがわ	2,200
古田川	ふるたがわ	1,200
熊谷川	くまたにがわ	1,300
大和田川	おおわだがわ	1,800
清水本川	しみずもとがわ	700
西ノ谷川	にしのだにがわ	2,500
小鹿川	こじかがわ	2,000
楊枝川	ようじがわ	8,400
北山川	きたやまがわ	51,709
板屋川	いたやがわ	6,000
矢倉川	やぐらがわ	3,500
尾川川	おがわがわ	7,980
神上川	こうのうえがわ	3,000
大又川	おおまたがわ	27,750
湯谷川	ゆのたにがわ	3,300
相ヶ谷川	あいがたにがわ	600
小又川	こまたがわ	3,500



流域図

## 第1章 流域及び河川の概要

### 第1節 流域及び河川の概要

#### (1) 流域の概要

熊野川（一級水系 新宮川）は、幹川流路延長 183km、流域面積 2,360km<sup>2</sup>の一級河川である。その本川は、源を奈良県吉野郡天川村の山上ヶ岳（標高 1,719m）に発し、十津川溪谷を南流して和歌山県田辺市本宮町本宮地区を流下し、宮井地点に於いて左支川・北山川と合わせ、和歌山県と三重県との県境を南東方向に流下し、和歌山県新宮市と三重県南牟婁郡紀宝町との境に位置する河口より熊野灘に注ぐ。

支川・北山川は、大台ヶ原を水源とし、三重県熊野市、和歌山県北山村、新宮市（飛地）を流下し、宮井地点に至る。主な支川としては、和歌山県管理河川ではいずれも右支川である大塔川（田辺市）、赤木川（新宮市）、高田川（那智勝浦町、新宮市）、市田川（新宮市）、三重県管理河川では、いずれも左支川で相野谷川（紀宝町）、楊枝川（熊野市）が挙げられる。

新宮川水系において、和歌山県及び三重県が管理する指定区間の流路延長は、熊野川本川については約 43km、（和歌山県は約 43 km、三重県は約 23 km、そのうち約 23 kmは左右岸で管理者が異なる）であり、支川については約 269km（和歌山県は約 138 km、三重県は約 165km、そのうち約 34kmは左右岸で管理者が異なる）である。また、流域には 11 の貯水池を有し、このうち北山川の七色ダム、小森ダムは北山村と熊野市との境界に位置し、その他は奈良県に位置する。

流域内の自治体は 5 市 3 町 6 村で、このうち和歌山県内の自治体は新宮市、田辺市、那智勝浦町、北山村の 2 市 1 町 1 村であり、三重県内の自治体は熊野市、尾鷲市、紀宝町、御浜町の 2 市 2 町である。

#### (2) 地形・地質

流域の地形は、中央部の八剣山（1,915m）を主峰とする大峯山地が南北に走り、東側に日出ヶ岳（1,695m）を主峰とする台高山地、西側に伯母子岳（1,344m）を主峰とする伯母子山地が南北に走っている。熊野川流域は「近畿の屋根」と呼ばれるこれらの急峻な山岳地帯からなり、平野は海岸部の一部にしか見られない。熊野川及び北山川は三つの山地の間を屈曲しながら流下し、熊野灘に至る河川である。また、河口部には砂州が発達している。

熊野川の河床勾配は、本川の源流から二津野ダム（約 50km 地点）では約 1/20～1/400、二津野ダムから汽水域上流端（約 5km 地点）では約 1/600～1/1,000、汽水域上流端から河口（0 km 地点）では約 1/1,000 となっている。また北山川については、小森ダム下流から本川との合流点で約 1/750 となっている。

流域の地質は、流域北部に秩父累帯、中央部に四万十帯が広く分布し、崩壊箇所が多く見られる。流域南部には、新第三紀中新世の堆積岩類（熊野層群）や火成岩類（熊野酸性火成岩類）が分布し、川沿いには特徴的な柱状節理が見られる。

また、熊野灘の沖合には海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなどの大陸プレートの境界に南海トラフが形成されている。近年では 1944 年の昭和東南海地震、1946 年の昭和南海地震など繰り返し発生している震源となっている。

なお、田辺市本宮町川湯地区付近では地質上の特徴から余熱岩脈に豊富な地下水が供給されるため、大塔川の河原に湧出する川湯温泉や、湯の峰温泉、渡瀬温泉など河川に隣接した温泉が多く存在する。



### (3) 気候

熊野川流域は、温暖多雨の南海気候区<sup>なんかいまこうく</sup>に属し、本州有数の多雨地帯に位置する。熊野川流域の年平均降水量は約 2,800mm で、我が国の年平均降水量の 1,700mm の約 1.6 倍に相当する降水量となっている。平均気温は上流部の上北山観測所で約 13、下流部の新宮観測所では、約 17 となっており、海岸部は近畿地方で最も温暖な地域となっている。

大規模な洪水災害はほぼ全てが梅雨前線及び台風による豪雨に起因し、台風が本流域に影響を及ぼすのは年間平均 3.7 回である。

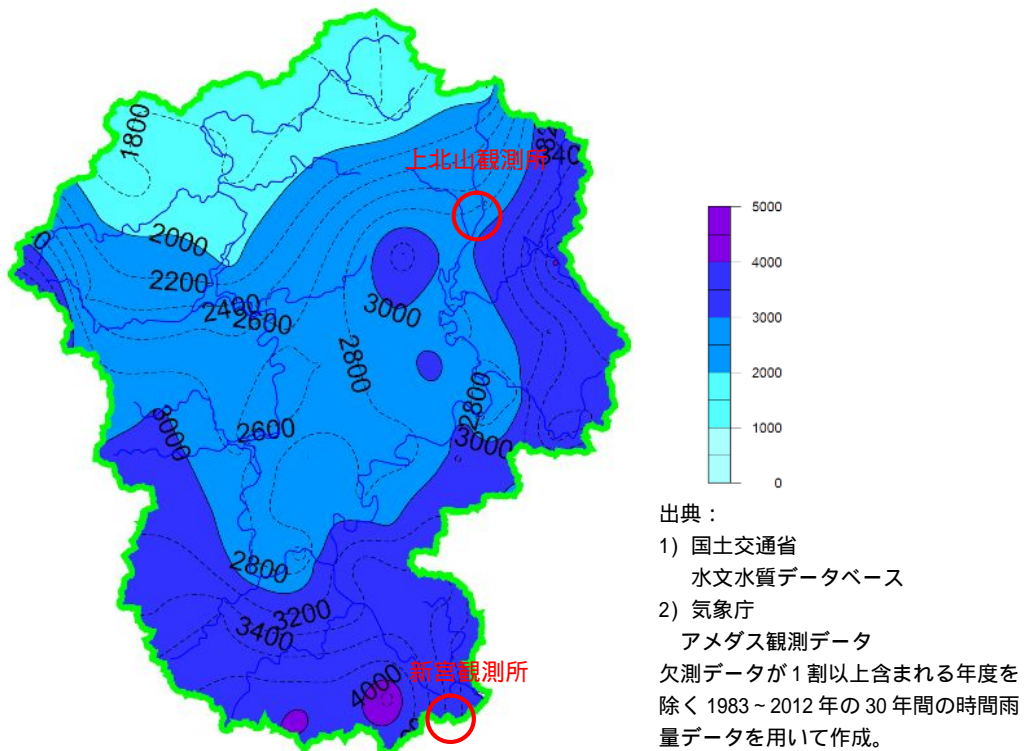
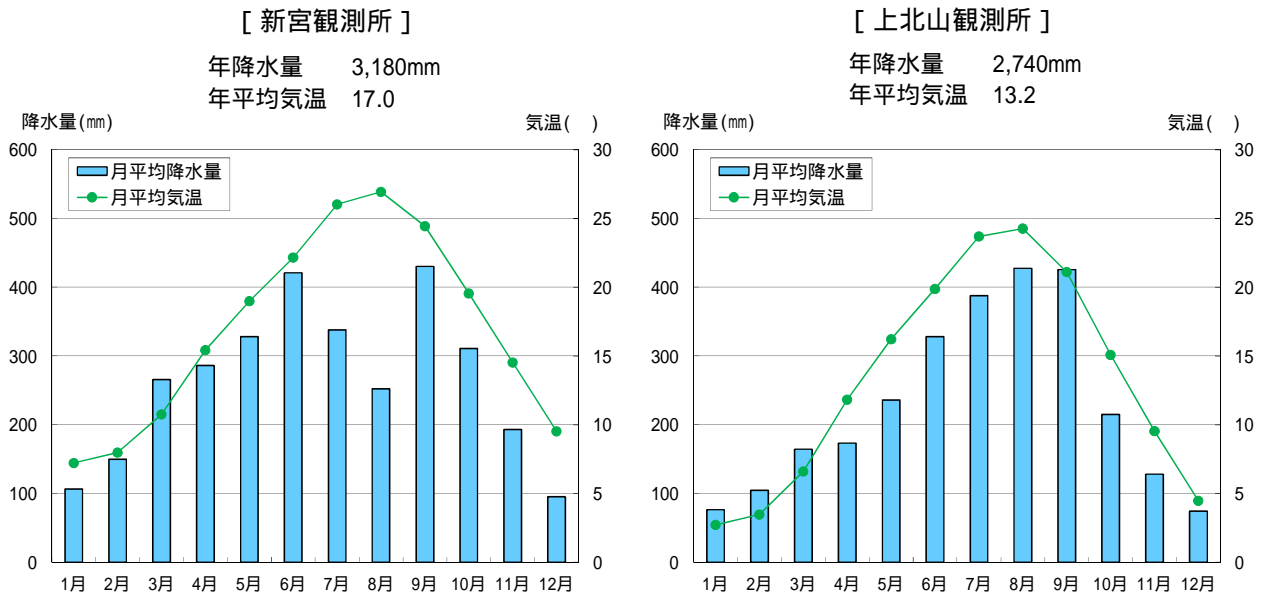


図1 月別降水量と平均気温 (S58～H24の平均値)

#### (4) 流域の自然環境

熊野川の源流から二津野ダムまでの上流部は、ブナ林等を主とする天然広葉樹林及び熊野杉、吉野杉で知られるスギ等の植林が主な植生となっている。(図 5 参照)

支川北山川流域は、ブナ林等を主とする天然広葉樹林及びスギ等の植林が主な植生となっている。

二津野ダムから汽水域上流端までの区域は、スギ等の人工林が主な植生となっており、1936年2月(昭和11年)に吉野熊野国立公園の指定を受けて、樹木伐採や土地開発に対して規制を受けている。

汽水域上流端から河口までの下流部では、山間部を抜けて海岸平野を流下するが、川沿いにはカワラハンノキ群落が見られる。

熊野川本川は河口から二津野ダムまで、左支川北山川は小森ダムまでは横断工作物がなく、連続的な環境となっており、瀬・淵が連続し、アユ、カマキリ、ウツセミカジカ(回遊型)等の多くの回遊性魚類が生息し、流速の速い瀬はアユの産卵場となっている。

#### (5) 歴史・文化

熊野川流域では美しい渓谷景観が各所に見られ、特に北山川の瀨峡(瀨八丁)は昭和3年に国の名勝・天然記念物に、また昭和23年には特別名勝として指定されており、奇岩と深い淵が生み出す特異な河川景観に絶壁上の原生林が映え、その美しさから流域を代表する観光地となっている。

また、この地域は熊野三山やおみね山などの信仰の中心地として栄えた歴史を有し、熊野本宮大社、熊野速玉大社等の歴史的遺産を有する。

中世(平安～鎌倉時代)にはじまった熊野御幸は、皇族、貴族から武士階級や庶民へと広がり、熊野参詣道から「蟻の熊野詣」といわれるほど多くの人が訪れた。熊野三山の参詣において、熊野本宮大社を経て、熊野速玉大社、熊野那智大社、青岸渡寺へ向かう区間のうち、熊野本宮大社と熊野速玉大社の間は熊野川を利用することも多かった。その背景を元に、熊野川は中流域の熊野本宮大社から河口付近の熊野速玉大社までの約35kmが他に類例の少ない「川の参詣道」として平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された。また、平成28年10月には「阿須賀王子跡」等が世界遺産に追加登録されている。

#### (6) 土地利用

熊野川流域の土地利用は、森林が95.3%、水田や畑地等の農地が1.0%、宅地が0.7%、その他が3.0%となっており、宅地の大部分が下流部に集中している。

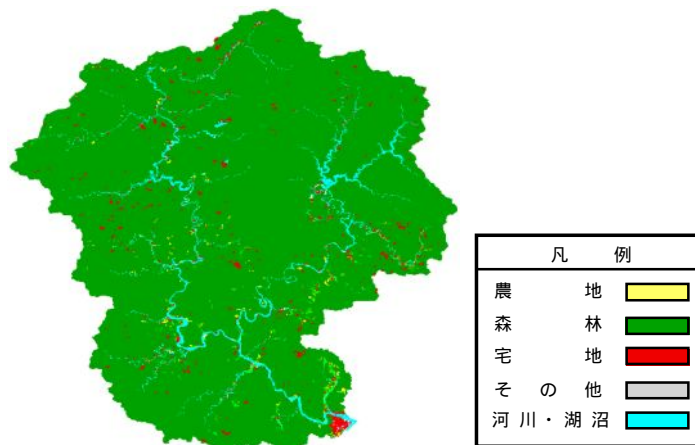


図 2 土地利用 (H26)

## (7) 人口

熊野川流域の5市3町6村の総人口は、昭和40年に約9.1万人であったが、その後減少を続け、平成22年には約4.3万人となっている。

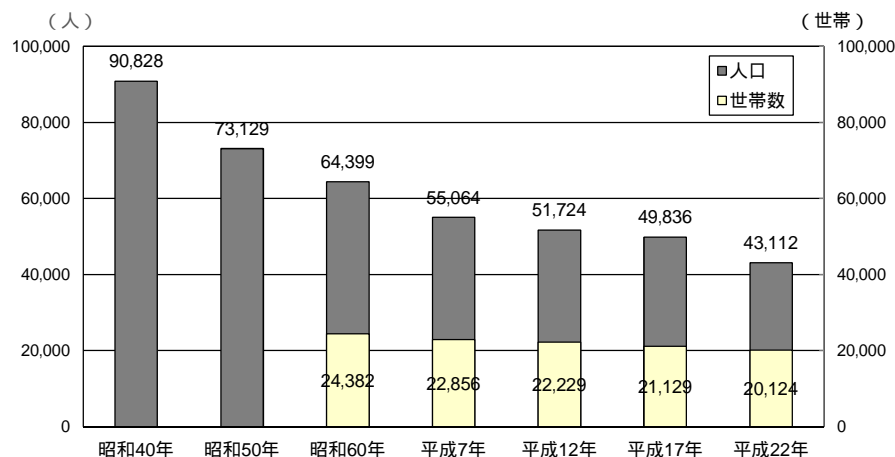


図3 熊野川流域の人口・世帯数

## (8) 産業

熊野川流域の5市3町6村の総就業者数は年々減少傾向であり、平成22年には約3.1万人となっており、産業別の割合は第1次産業が約6%、第2次産業が約19%、第3次産業が約73%となっている。

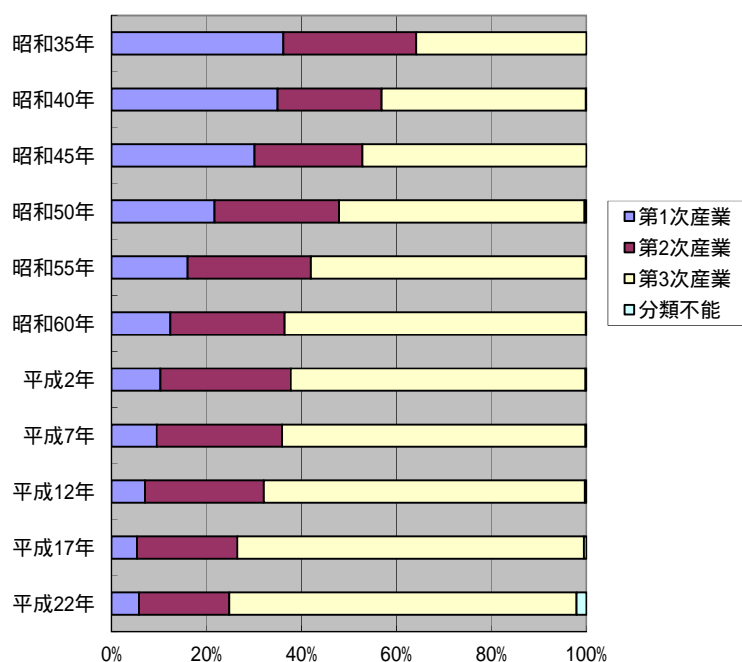
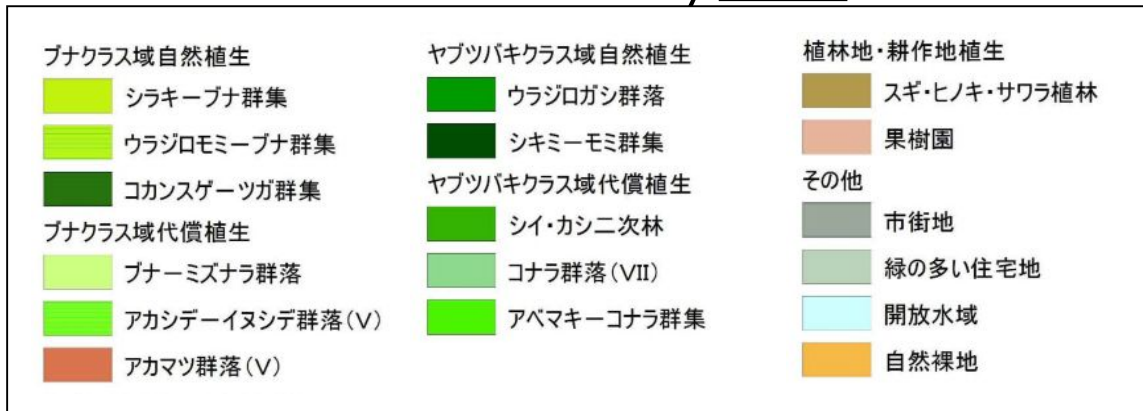
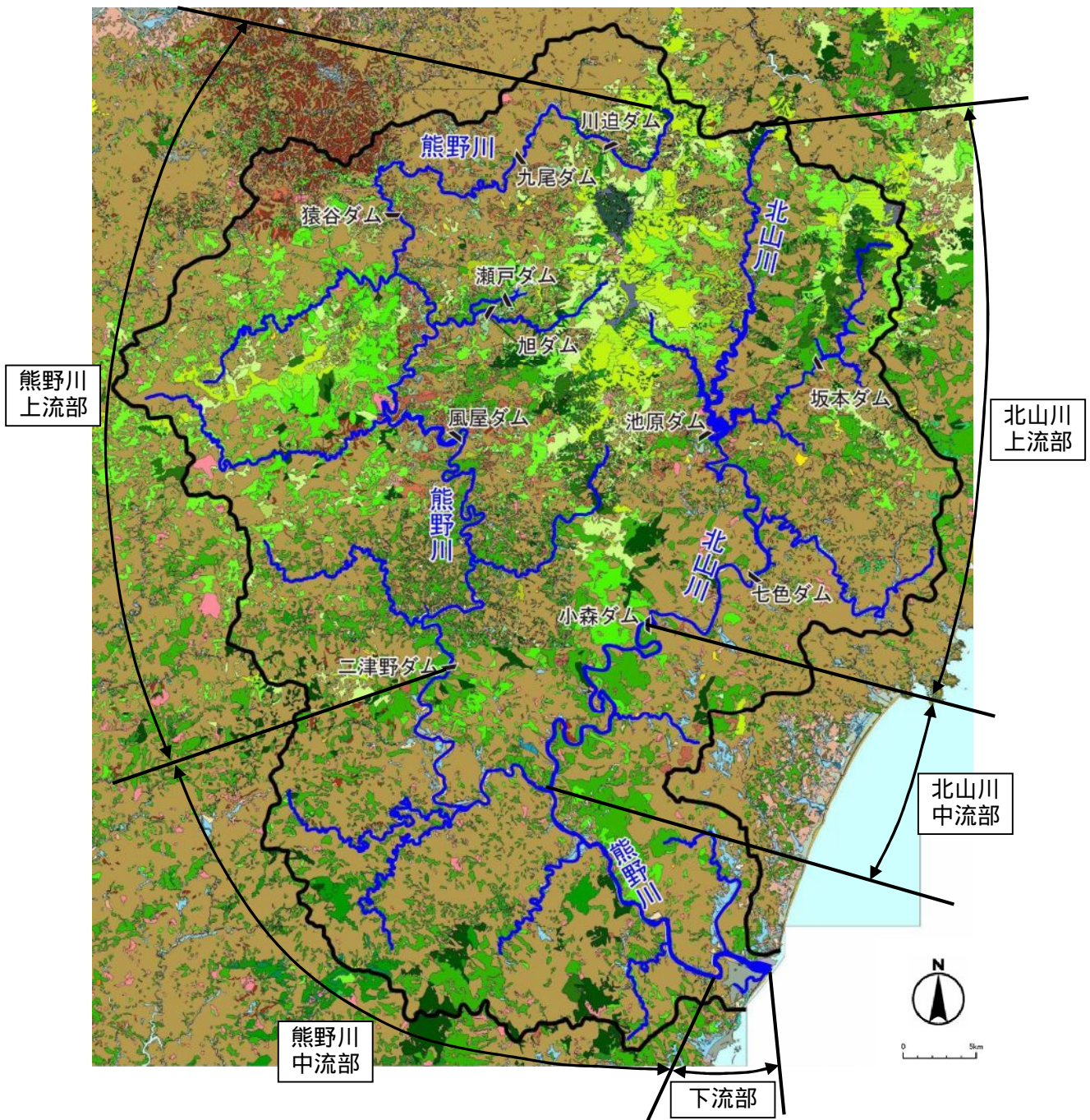


図4 関係市町村の産業別就業者数比率の推移

## (9) 交通

熊野川流域の主要幹線道路は、熊野川沿いを国道168号、北山川沿いを国道169号が南北に通じ、国道425号が東西に通っている。また、海岸部は国道42号及びJR紀勢本線が通っている。





出典：第6～7回自然環境保全基礎調査（自然環境調査 Web-GIS）/環境省（1999～）

図5 流域内の植生図

## 第2節 河川の現状と課題

### 第1項 治水に関する現状と課題

#### (1) 治水の現状

熊野川圏域においては、表 1 のとおり古くは明治 22 年に十津川大水害が発生し、昭和に入って以降も昭和 34 年、昭和 57 年、平成 9 年、平成 23 年など度重なる洪水により浸水被害が発生している。特に和歌山県の本宮地区、日足地区、能城山本地区、田長地区及び三重県の和気地区、瀬原地区は、浸水回数や浸水被害が多く発生している。

表 1 主要洪水の要因と被害状況

発生日月	降雨成因	被害状況
明治22年8月 十津川大水害	台風と前線	死者175人、流失・全壊1,017戸、半壊524戸
昭和28年7月	前線	本宮村 全壊35戸、流失60戸、半壊26戸、床上浸水16戸、床下浸水4戸、罹災者559人( )
昭和34年9月	伊勢湾台風	死者・行方不明5名、全半壊522戸、床上浸水2,125戸、床下浸水1,006戸
昭和50年8月	台風6号	本宮町 床上浸水55戸、床下浸水7戸( )
昭和57年8月	台風10号	浸水面積122.1ha、床上浸水499戸、床下浸水658戸
平成2年9月	台風19号	浸水面積55.6ha、床上浸水95戸、床下浸水33戸
平成6年9月	台風26号	浸水面積57.7ha、床上浸水25戸、床下浸水89戸
平成9年7月	台風9号	浸水面積71.9ha、床上浸水43戸、床下浸水19戸
平成13年8月	台風11号	浸水面積27.4ha、床上浸水18戸、床下浸水8戸
平成15年8月	台風10号	浸水面積281.0ha、床上浸水25戸、床下浸水22戸
平成16年8月	台風11号	浸水面積25.8ha、床上浸水18戸、床下浸水2戸
平成23年9月	台風12号	浸水面積603.5ha、床上浸水1,583戸、床下浸水1,170戸
平成26年8月	台風12号	浸水面積37.9ha、床上浸水2戸、床下浸水5戸

は本宮地区の被害状況を示す。

近年では、平成 15 年、23 年に本宮地区、日足地区、和気地区で浸水被害が発生している。特に、平成 23 年 9 月の台風 12 号では、和歌山県、三重県合わせて死者・行方不明者 17 人、全半壊戸数 1,457 戸、床上浸水 1,583 戸、床下浸水 1,170 戸となる甚大な被害となったほか、三重県内の支川である大又川、板屋川、小又川においても全半壊戸数 101 戸、床上浸水 68 戸、床下浸水 51 戸の被害となった。

一方、熊野川の治水事業(表 2 参照)は、昭和 22 年から現在の直轄区間を和歌山県が改修事業に着手したことにはじまる。昭和 34 年 9 月洪水(伊勢湾台風)による水害を機に、基準地点相賀での計画高水流量を 19,000m<sup>3</sup>/s とし、和歌山県では昭和 35 年度より、三重県では昭和 36 年度より新宮市、紀宝町、旧鶴殿村周辺の改修事業に着手した。その後、昭和 45 年 4 月に一級河川に指定されたことに伴い既定計画を踏襲する工事実施基本計画が策定された。平成 20 年には河川整備基本方針が策定され、基準地点相賀における計画高水流量は工事実施基本計画と同じ 19,000m<sup>3</sup>/s とした。平成 23 年 9 月の台風 12 号により未曾有の被害が発生したことをうけ、直轄区間及び指定区間において、河積の確保のための河床掘削等が実施されており、治水安全度の向上を図っている。また、被害が流域全体に及ぶことから和歌山県、三重県をはじめ、国、流域自治体、発電事業者からなる「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、関係機関の連携、情報の共有を図っている。

近年の熊野川圏域の治水事業としては、和歌山県において平成 21 年 9 月に河川整備



計画が策定され、平成 21 年度から本宮地区および日足地区で輪中堤整備等に着手し、現在も工事を実施している。また、相賀地区等では、地域の治水効果を期待して、平成 25 年から砂利の一般採取を許可し、河積の確保を図っている。三重県においては平成 26 年度に和気地区で河床掘削を実施し河積の確保を図っている。

表 2 熊野川の治水事業

事業期間	事業区域	事業主体	事業内容
S22 ~ S44	河口～相筋	和歌山県	堤防整備
S45 ~ S50	船町地区	国土交通省(紀南河川国道事務所)	堤防整備
S36 ~		三重県	
S56 ~ H10	本宮地区	和歌山県	堤防整備
S59 ~ S60	あけぼの地区	国土交通省(紀南河川国道事務所)	高潮堤整備
H12 ~ H15	熊野川河口	国土交通省(紀南河川国道事務所)	高潮堤整備
H16 ~ H26	相筋地区	国土交通省(紀南河川国道事務所)	堤防強化
H21 ~	本宮地区	和歌山県	輪中堤整備・河床掘削
H21 ~	日足地区	和歌山県	輪中堤整備
H23 ~	河口～相筋・鮎田	国土交通省(紀南河川国道事務所)	河床掘削・築堤
H26	和気地区	三重県	河床掘削

## (2) 治水の課題

平成 23 年台風 12 号洪水による被害をはじめ、頻発する浸水被害を軽減又は防止するため早期の対策が望まれている。また、県境を接する区間においては、和歌山県と三重県が共同で治水事業を実施するとともに三重県内の支川である大又川、板屋川、小又川においても対策を実施する必要がある。

また、熊野川は河道自体が世界遺産のコアゾーンと吉野熊野国立公園の区域に含まれ、その周辺の河川区域がバッファゾーンとして登録されており、河川整備を実施する際には、沿川の自然的景観・文化的景観の保全を図り周辺との調和を図る必要がある。

## 第2項 利水に関する現状と課題

### (1) 利水の現状

河川水の利用については、広域的な水利用として「十津川・紀の川総合開発事業」により、奈良県・和歌山県・国が連携し、大和平野に紀の川からかんがい用水及び水道用水を供給するとともに、熊野川上流の猿谷ダムから紀の川へ、かんがい用水を供給している。新宮川水系内の都市用水としては、主に下流部の和歌山県新宮市及び三重県南牟婁郡紀宝町の水道用水として約 0.4m<sup>3</sup>/s、工業用水として 2.0m<sup>3</sup>/s が利用されている。

また、豊富な水量を利用した上流域での水力発電が盛んで、二津野ダム、風屋ダム等 11 基のダム(表 3 参照)及び 19 箇所の発電施設により、総最大出力約 190 万 kW の電力供給が行われ、この発電使用水量は流域全体の水利用の 97%以上を占めている。

表 3 ダムの諸元

ダム名	ダム事業者	目的(1)	有効貯水量(km <sup>3</sup> )	流域面積(km <sup>2</sup> )
川迫ダム	関西電力㈱	P	692	37.40
九尾ダム		P	648	120.89
旭ダム		P	12,500	39.20
瀬戸ダム		P	12,500	2.90
猿谷ダム	国土交通省	NP	17,300	336.07
風屋ダム	電源開発㈱	P	89,000	660.00
二津野ダム		P	11,000	1,016.00
坂本ダム		P	68,000	77.00
池原ダム		P	220,000	354.00
七色ダム		P	10,700	539.00
小森ダム		P	4,700	641.00

(1) N: 不特定用水、河川維持用水 P: 発電



図 6 ダムの配置

和歌山県熊野川圏域における河川水の利用は、図7及び表4、5の通りである。

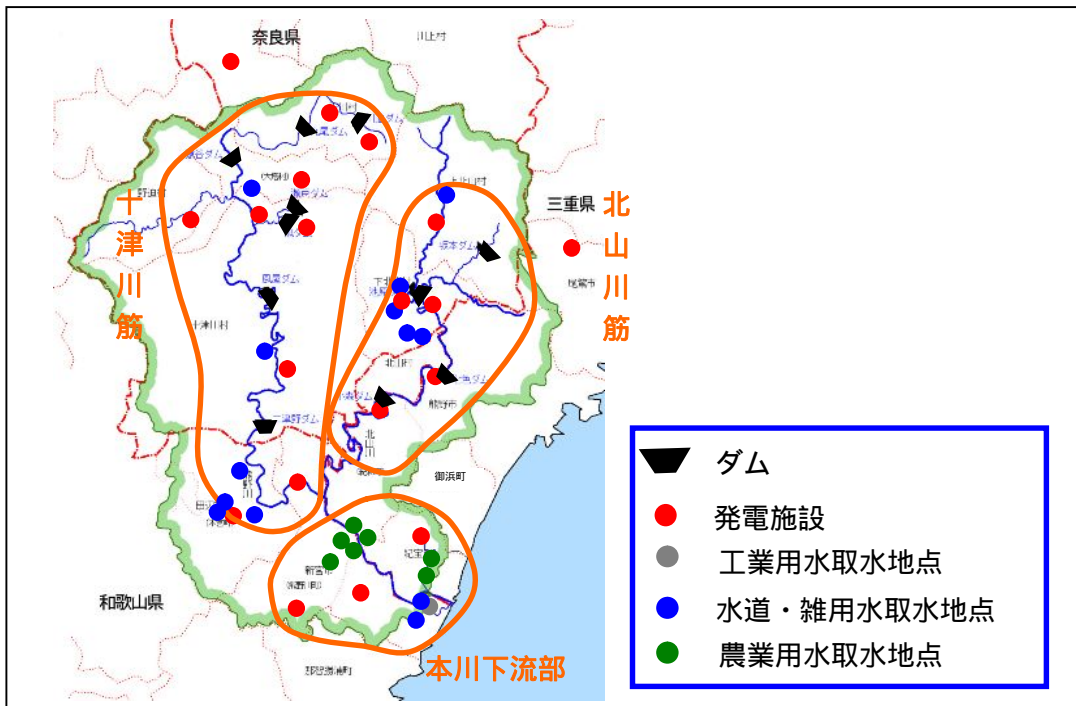


図7 ダム及び取水地点位置図

表4 発電用水の水利権量

十津川筋					
河川名	水利用者名	水利使用の名称	水利権量		ダム名
			最大(m <sup>3</sup> /s)	常時(m <sup>3</sup> /s)	
熊野川	関西電力株式会社	弥山発電所	0.557	0.083	
熊野川等	関西電力株式会社	川合発電所	6.179	1.090	川迫ダム
熊野川等	関西電力株式会社	和田発電所	7.490	1.780	九尾ダム
熊野川等	関西電力株式会社	長殿発電所	9.460	2.480	
熊野川等	電源開発株式会社	西吉野第一発電所	16.700	2.540	猿谷ダム
川原樋川	関西電力株式会社	川原樋川発電所	8.000	0.750	
旭川 瀬戸谷川	関西電力株式会社	奥吉野発電所	288.000		瀬戸ダム 旭ダム
熊野川	電源開発株式会社	十津川第一発電所	60.000	21.120	風屋ダム 奥里ダム
熊野川	電源開発株式会社	十津川第二発電所	75.000	27.540	二津野ダム
四村川	関西電力株式会社	四村川発電所	0.312	0.291	
合計			471.698	57.674	

北山川筋, 本川下流部					
河川名	水利用者名	水利使用の名称	水利権量		ダム名
			最大(m <sup>3</sup> /s)	常時(m <sup>3</sup> /s)	
白川又川	関西電力株式会社	白川発電所	2.200	0.640	
東の川	電源開発株式会社	尾鷲第一発電所	21.000	6.580	坂本ダム
北山川	電源開発株式会社	池原発電所	342.000	16.740	池原ダム
北山川	電源開発株式会社	七色発電所	140.000	19.830	七色ダム
北山川	電源開発株式会社	小森発電所	74.000	20.860	小森ダム
小又川	下北山村	小又川発電所	0.180	0.100	
合計			579.380	64.750	

本川下流部					
河川名	水利用者名	水利使用の名称	水利権量		ダム名
			最大(m <sup>3</sup> /s)	常時(m <sup>3</sup> /s)	
高田川	新宮市	高田小水力発電所	0.230	0.110	
相野谷川	関西電力株式会社	大里発電所	0.863	0.163	
合計			1.093	0.273	

最大使用水量：年間70～90日程度の期間において使用できる水量

常時使用水量：常に取得し得る水量

表 5 発電以外の取水量

十津川筋

管理	河川名	目的	水利使用者名	取水量: m <sup>3</sup> /s (日最大: m <sup>3</sup> )
和歌山県	四村川	簡易水道	本宮町	0.00217 (487)
和歌山県	大塔川	簡易水道	田辺市	0.0047 (404)
和歌山県	三越川	簡易水道	本宮町	0.00087 (74.8)
奈良県	小原川	簡易水道	五條市長	0.00083
奈良県	熊野川	雑用水	ホテル一乃湯	0.00052
奈良県	芦透瀬川	雑用水	十津川砂利採取協同組合	0.00800
	合計			0.01709

本川下流部

管理	河川名	目的	水利使用者名	取水量: m <sup>3</sup> /s (日最大: m <sup>3</sup> )
和歌山県	赤木川	かんがい	三津ノ土地改良区	0.1551(しろかき期)
和歌山県	赤木川	かんがい	三津ノ土地改良区	0.1551(普通かんがい期)
和歌山県	赤木川	かんがい	三津ノ土地改良区	0.0545(しろかき期)
和歌山県	赤木川	かんがい	三津ノ土地改良区	0.00274(普通かんがい期)
和歌山県	赤木川	かんがい	三津ノ土地改良区	0.1127 (7303)
国	相野谷川	かんがい	馬堰用水組合	0.1510
国	相野谷川	かんがい	峰田用水組合	0.0580
国	熊野川	工業用水	紀州製紙	2.0000
国	熊野川	上水道	紀宝町	0.0894
国	熊野川	上水道	新宮市	0.2450
	合計			3.02354

北山川筋

管理	河川名	目的	水利使用者名	取水量: m <sup>3</sup> /s (日最大: m <sup>3</sup> )
三重県	尾川川	雑用水	三重県	0.00070
奈良県	小谷川	簡易水道	上北山村	0.00367
奈良県	西の川	簡易水道	下北山村	0.00110
奈良県	西の川	簡易水道	下北山村	0.00167
奈良県	池郷川	簡易水道	下北山村	0.00194
奈良県	小又川	簡易水道	下北山村	0.00946
奈良県	北山川	雑用水	北山砂利産業協同組合	0.00190
奈良県	北山川	雑用水	北山砂利産業協同組合	0.00190
奈良県	白川又川	雑用水	北山砂利産業協同組合	0.00190
	合計			0.02424

以上のうち本計画区域内の熊野川における利水に係る水利権については、国土交通省近畿地方整備局、和歌山県及び三重県が河川法に基づいて許認可事務を行っている。

熊野川本川には複数のダムが直列状に設置されており、流況はダムの放流に大きく依存している。ダム下流区間では維持流量の放流が行われているものの、過去に断水区間(いわゆる、瀬切れ)が確認されている(写真1、図8参照)。なお、この付近の取水は三越川、四村川等の支川に設置された取水堰等から行われているため、上記の断水区間に起因する取水障害等は発生していない。

また、和歌山県及び三重県は熊野川圏域の河道に流水を補給できる施設を有していない。



写真1 瀬切れ状況写真(H16.11.29)

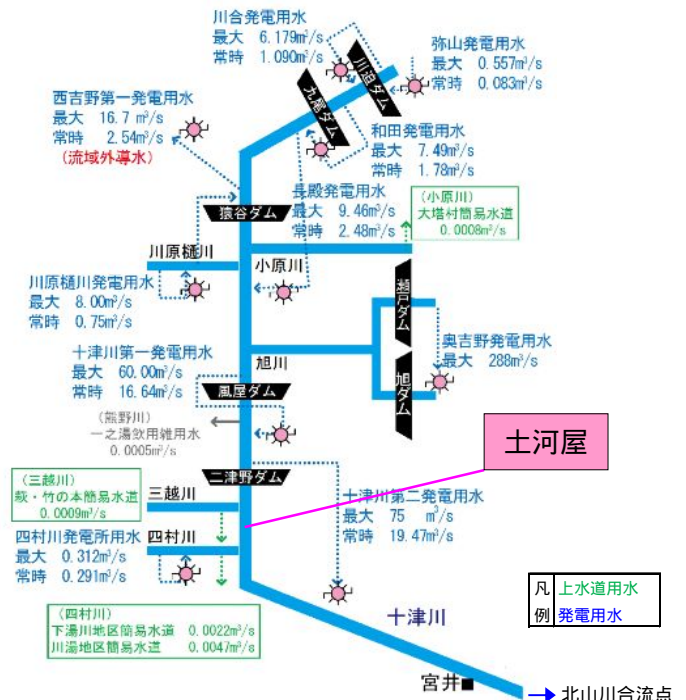


図8 瀬切れの発生している箇所と十津川筋の利水状況



## (2) 利水の課題

前述の通り、熊野川圏域において利水障害は生じていないが、景観・環境等の観点から湯水期の断水区間について改善を求める意見がある。

他方、和歌山県及び三重県は熊野川圏域に流量補給を行う施設を有さないため、断水区間の解消に向けては、利水者や他の河川管理者と協力して取り組む必要がある。

## 第3節 環境に関する現状と課題

### (1) 環境の現状

#### 動植物

動植物の生息・生育状況に関する調査は、国土交通省や和歌山県および三重県が平成2年以降「河川水辺の国勢調査」を実施している。調査位置及び調査項目は図9、表6の通りである。

河川水辺の国勢調査では、魚類としてはチチブモドキ、ボウズハゼ、チワラスボ、ルリヨシノボリ、ギンガメアジ、昆虫としてはモリモトシギゾウムシ、カワラバタが確認されている。

熊野川本川は河口から二津野ダムまで、支川北山川は小森ダムまでは横断工作物がなく、連続的な環境となっており、瀬・淵が連続し、アユ、カマキリ、ウツセミカジカ(回遊型)等の多くの回遊性魚類が生息し、流速の速い瀬はアユの産卵場となっている。外来種であるオオクチバスは、熊野川上流部や北山川にあるダム湖のほか、熊野川中流部、下流部でも生息が確認されている。調査結果は表7の通りである。

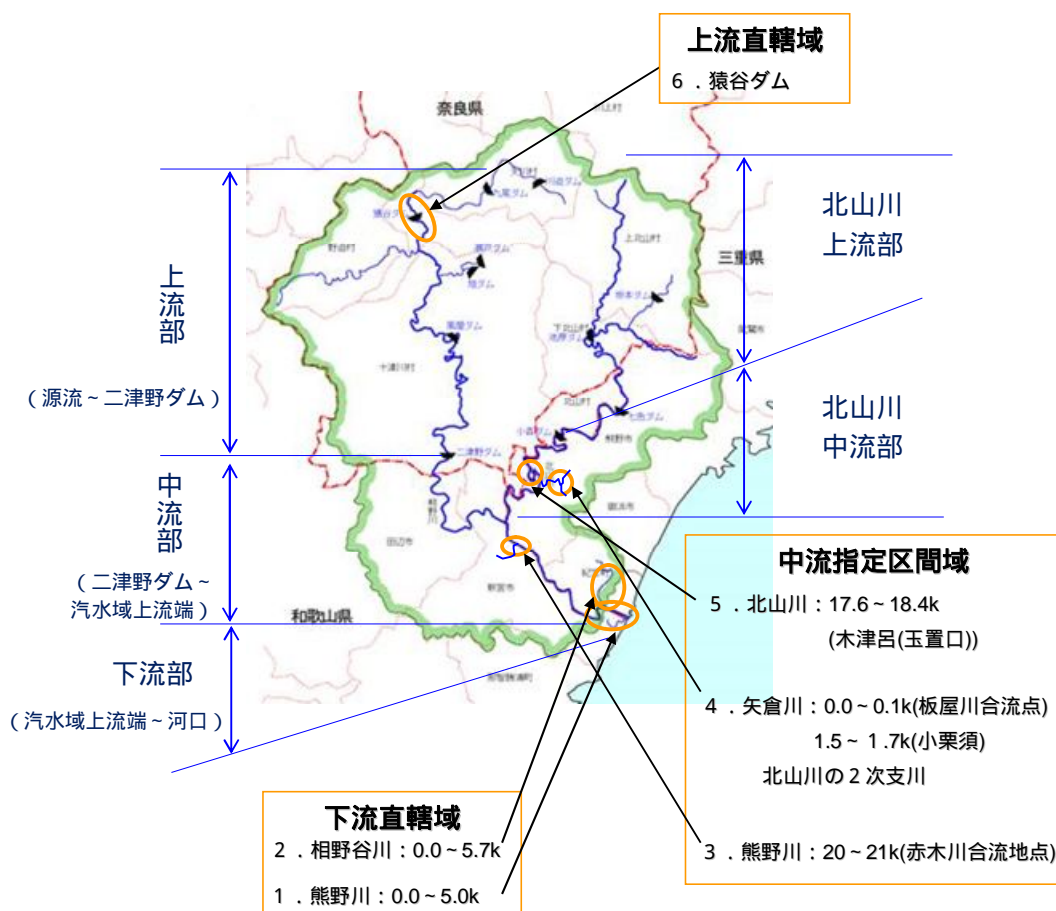


図9 環境調査位置図

表 6 河川水辺の国勢調査の調査項目

調査項目	調査実施年													
	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	
河川調査〔瀬・淵〕														
魚(介)類調査	/	/	/	/			/					/		
底生動物調査														
植物調査														
鳥類調査			/											
両生類・爬虫類・哺乳類調査				/	/				/					
陸上昆虫類等調査			/	/	/									

調査項目	調査実施年												
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
河川調査〔瀬・淵〕													
魚(介)類調査				/	/				/	/			
底生動物調査					/					/			
植物調査							/	/					/
鳥類調査						/							
両生類・爬虫類・哺乳類調査	/										/		
陸上昆虫類等調査												/	

: 国管理区間(熊野川、相野谷川等) : 県管理区間 : 国管理区間(猿谷ダム)

表 7 環境調査結果(河川水辺の国勢調査)

中下流域(下流直轄域および中流指定区間域)		
	確認種数	調査地点
魚介類	16目 40科 94種 (比・加・貝類を含む)	6地点(相野谷川・北山川・矢倉川・赤木川含む)
底生生物	11綱 32目 109科 243種	4地点(相野谷川含む)
鳥類	15目 35科 108種	5区間(相野谷川含む)
両生・爬虫類・哺乳類	9目 19科 33種	4地点(相野谷川含む)
陸上昆虫類	22目 275科 2005種	4地点(相野谷川含む)
植物	146科 861種	

上流直轄域		
	確認種数	調査地点
魚介類	4目 9科 32種	3エリア(ダム下流・湖内・上流)
底生生物	6綱 17目 73科 231種	3エリア(ダム下流・湖内・上流)
鳥類	13目 31科 61種	ダム湖周辺
動物	11目 23科 45種	ダム湖周辺
陸上昆虫類	23目 277科 2679種	6地点
植物	135科 850種	ダム湖周辺

## 河川空間及び河川利用

河川空間については、美しい渓谷景観が各所に見られ、特に北山川の瀨峡(瀨八丁)は、国の特別名勝・天然記念物に指定され、流域を代表する観光地となっている。また、大塔川の河原に湧き出る川湯温泉をはじめ、渡瀬温泉、湯の峰温泉など、河川に隣接した温泉が多く、谷瀬の吊り橋や野猿と呼ばれる独特の橋等とともに、熊野三山と合わせた観光ルートとして観光客に利用されている。(図 10 参照)

河川の利用については、古くから舟運に利用されていた記録があり、中世(平安～鎌倉時代)の熊野御幸にはじまり、江戸時代に入ると流域の材木の筏流しや炭、農作物の運搬における三反帆などの舟運利用が活発となり、その後、プロペラ船も活躍し、昭和初期まで続いた。

昭和 30 年代から 40 年代にかけ国道 168 号の開通やダム建設により、輸送機能としての舟運は衰退したが、現在でも観光舟運が行われており、志古(新宮市熊野川町)から上瀨の間で瀨峡観光船、川舟センター(新宮市熊野川町田長)から熊野速玉大社前の権現川原(新宮市船町)の間では熊野詣でを再現した川下り、オトノリから小松の間では北山川観光筏下りが行われている。このほか、旧熊野川町から権現川原の間でカヌーマラソンが平成元年から行われるなど、舟運による観光・催事が活発に行われている。

また、熊野川圏域では、アユ釣りなどの遊魚が盛んなほか、支川の赤木川や大塔川、板屋川など沿川のキャンプ場があり、高田川には河川プールがある。また下流部の直轄区間では、10月16日に御船祭(熊野速玉大社例大祭)や8月13日に新宮花火大会(熊野徐福万燈祭)が開かれるなど、レクリエーション・観光・文化の場として、観光客及び地域住民に広く利用されている。

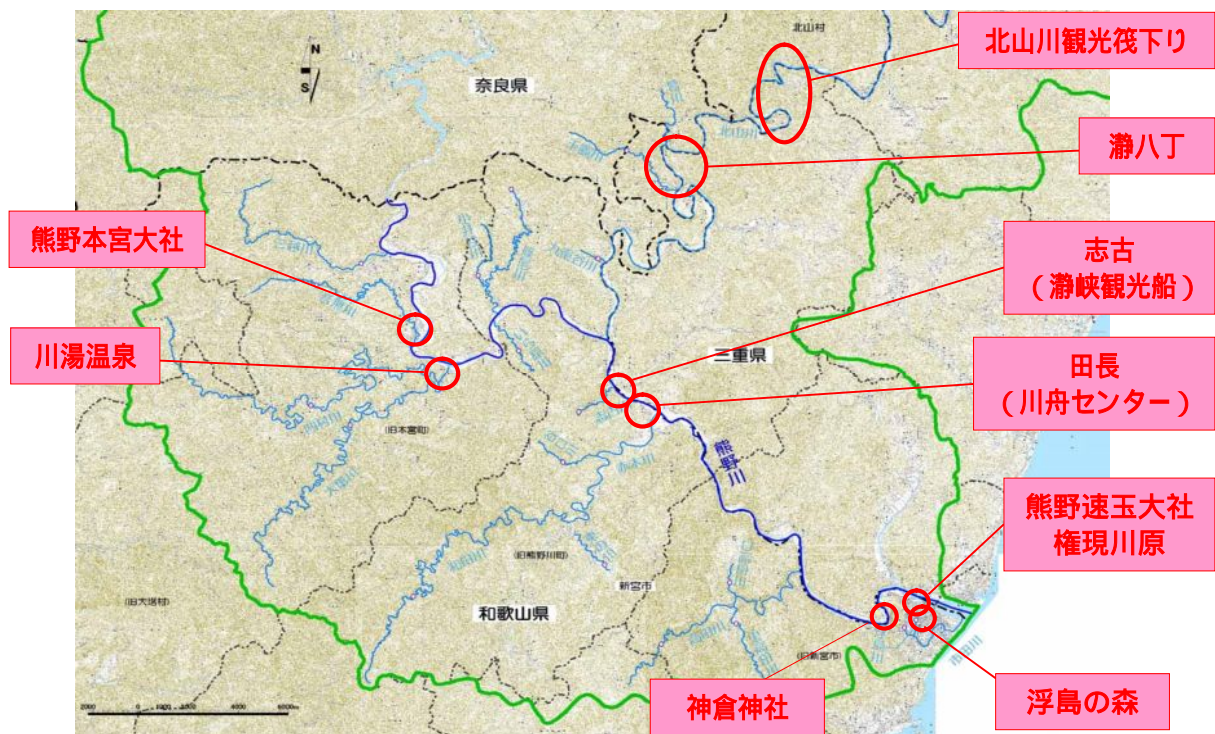


図 10 主な史跡・景勝位置図

## 水質

熊野川は河口から<sup>あしのせがわ</sup>芦迺瀬川合流点までが A 類型、それより上流区間は、猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く区間で AA 類型に指定されている。また、北山川は池原ダム湖を除く全区間で AA 類型に指定されている。

BOD75%値においては、近年ではほぼ環境基準を満足している。(図 11、図 12 参照)

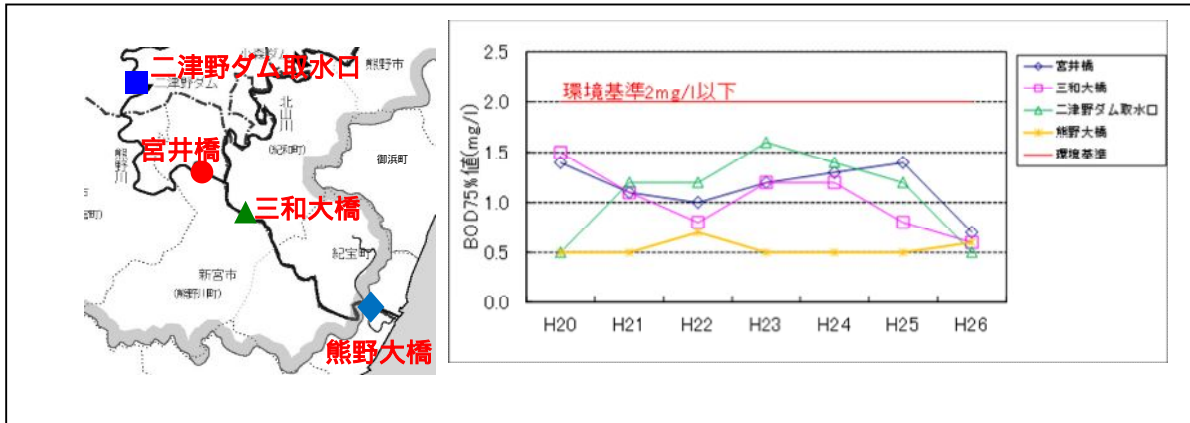


図 11 A 類型に指定されている区間の BOD の経年変化

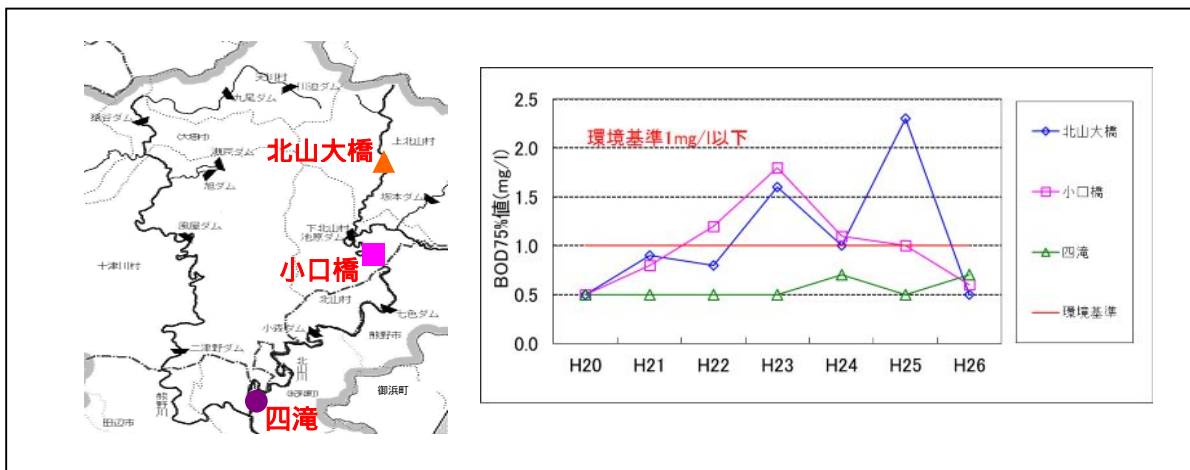


図 12 AA 類型に指定されている区間の BOD の経年変化



熊野川圏域における関係市町村の汚水処理人口普及率は、和歌山県で 52.7%(平成 27 年度末)、三重県で 38.7%(平成 27 年度末)となっている。(表 8 参照)

表 8 汚水処理人口普及率

県名	市町村名	住民台帳人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率
和歌山県	田辺市	77,012	43,968	57.1%
	新宮市	30,159	14,129	46.8%
	那智勝浦町	16,154	6,665	41.3%
	北山村	452	307	67.9%
合計		123,325	65,069	52.7%

県名	市町村名	住民台帳人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率
三重県	尾鷲市	18,948	5,504	29.0%
	熊野市	17,776	6,037	34.0%
	御浜町	9,045	5,183	57.3%
	紀宝町	11,436	5,419	47.4%
合計		57,205	22,143	38.7%

また、水質改善を目的とした河川事業としては、市田川上流部では、国指定天然記念物である浮島の森の水質改善とあわせて、熊野川本川の水を市田川に導水する「市田川浄化事業」が実施されている。

一方、ダム下流については、ダム放流により河川水位や水温が短時間で変化する状況や、上流域の崩壊地(図 13 参照)からの土壌流出やダムによる貯留効果の影響等により、洪水後の放流水の濁度低減に長時間(写真 2 参照)を要している状況が見られる。

これに関連して、和歌山県、三重県の両県から濁水対策について発電事業者に働きかけを行ってきており、その結果、平成 2 年からは、風屋、二津野ダムでの洪水後の発電停止が実施され、また平成 13 年 12 月には、「発電事業者に実効性のある濁水対策に関する要望書」を提出した。これに対し発電事業者は近畿地方整備局と協議の上、平成 14 年から濁度低減効果を期待した試験的なダム運用を風屋ダム・二津野ダムにおいて実施している。また、平成 23 年 9 月の台風 12 号洪水以降、洪水後の濁水の長期化が顕在化したため、平成 26 年 6 月に近畿地方整備局が国と学識者からなる「熊野川濁水対策技術検討会」を設置し、その検討結果を基に、崩壊地対策や河道内土砂の撤去などの流域対策、ダムでの選択取水設備の改造などの貯水池対策、対策効果を最大限発揮させる運用の検討を各機関が実施し、効果をモニタリングしていくこととした。対策の状況やモニタリング結果は、和歌山県、三重県を含む流域の関係機関からなる「熊野川の総合的な治水対策協議会」において報告され、関係者間の共有が図られている。

なお、出水に関する濁水の状況については、崩壊地状況や降雨・出水状況から関連する原因が明らかとなっていない。今後、濁水の時間的変化のメカニズム解明と更なる効果的な濁水対策の実施に向け引き続き関係機関と連携して取り組む必要がある。



出典：熊野川懇談会会議資料 1 流域の概要について 平成 17 年 1 月 29 日 出典 第 1 回熊野川濁水対策技術検討会検討資料、平成 26 年 6 月 23 日

写真 2 濁水の状況



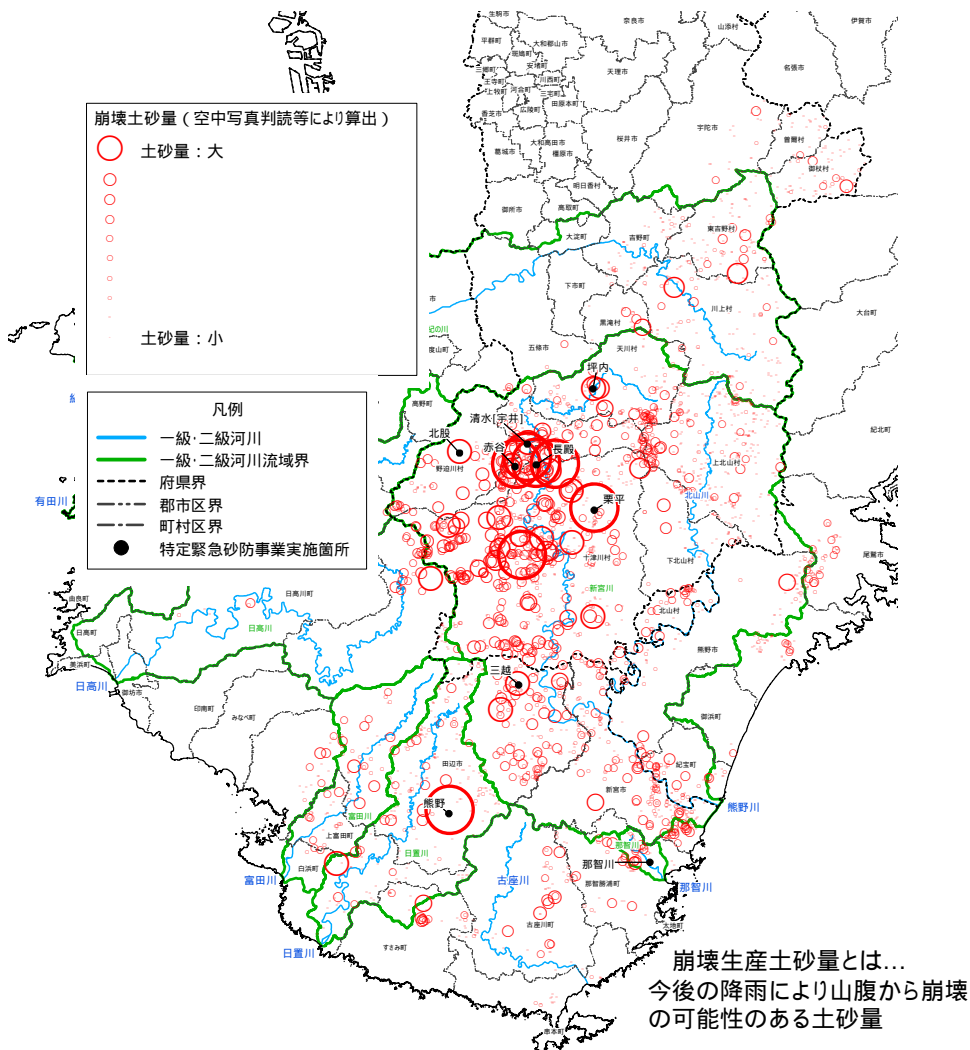


図 13 崩壊地の分布

その他

三重県及び和歌山県では、世界遺産の登録資産である「熊野参詣道（熊野川）」と、その緩衝地帯に加え、山麓部の集落や背後の山並みなどを流域として一体的に捉えるとともに、世界遺産を有する地域にふさわしい景観を形成していくため、景観法に基づく「熊野川流域景観計画」および「和歌山県景観計画（熊野川周辺特定景観形成地域）」を策定している。

## (2) 環境の課題

### 動植物

河川整備や流域の改変等の影響を把握しつつ、適切な河川管理を行うため、動植物の生息・生育状況調査の継続が必要である。

また、河川整備にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮しつつ、河川管理施設の設置や工事による環境影響を可能な限り抑制する必要がある。

特定外来生物であるオオクチバスについては、エビなどの底生動物や稚魚を捕食し、熊野川の底生動物相や魚類相を大きく変えてしまう恐れがあり、平成23年調査では、生息域が上流のダム湖のみならず下流域まで及んでいる状況が確認できた。これらを踏まえ、水系全体として対策に取り組む必要がある。

### 河川空間及び河川利用

河川空間については、世界遺産に登録されている熊野川の歴史的空間や、瀨峡に代表される美しい渓谷等の景観資源の保全と活用を図るとともに、洪水対策や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成を図る必要がある。

河川利用については、熊野川の歴史・文化や、イベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることを踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進することが必要である。

### 水質

水質については、適切な河川管理を行うために水質調査を継続し、現状の水質の改善・保全に努める必要がある。また、洪水後の濁水長期化については、関係機関と連携し濁水の監視・改善に努める必要がある。

## 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

### 第1節 河川整備計画の整備対象区間

本河川整備計画は、新宮川水系のうち和歌山県知事及び三重県知事が管理する全区間を対象とする。(図14参照)

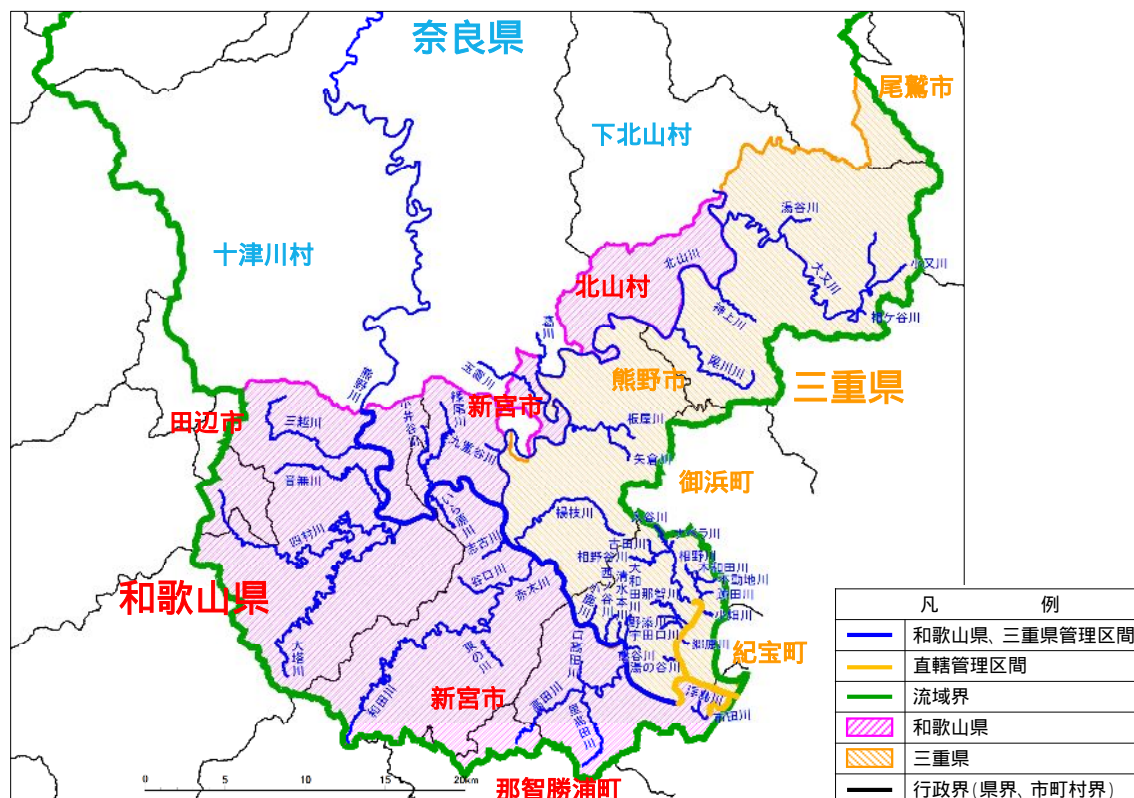


図14 和歌山県知事および三重県知事管理河川

### 第2節 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は、本計画決定の日から概ね30年間とする。

なお、本河川整備計画は、現時点での流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等によって、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

### 第3節 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

熊野川圏域では、洪水防御施設の整備、災害危険区域の指定、水防活動・避難行動等に資する情報の提供、水害対策に係る啓発等により、人的被害を防止するとともに経済的被害の軽減を図る。

洪水防御施設の整備については、熊野川においては、平成16年8月洪水をはじめ、近年の大規模洪水を対象として計画することとし、和歌山県の本宮地区では、 $5,600\text{ m}^3/\text{s}$ 、日足地区、能城山本地区、田長地区では、 $12,000\text{ m}^3/\text{s}$ 、三重県の瀬原地区では $12,000\text{ m}^3/\text{s}$ とする。なお、三重県の和気地区では避難経路の浸水頻度の低減を目標とする。

また、三重県内の支川では治水上のネック点となっている地点において、浸水被害を軽減することを目標とし、大又川では月の瀬橋地点において $400\text{ m}^3/\text{s}$ 、板屋川では所山地点において $255\text{ m}^3/\text{s}$ 、小又川では小又地点において $155\text{ m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流

下させる河道を整備する。

さらに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るために和歌山県では昭和34年の伊勢湾台風洪水を対象として水防法第11条に規定される浸水想定区域図を作成し、関係自治体に提供している。また、関係自治体は浸水想定区域図に即して洪水ハザードマップを作成している。

災害危険区域は、建築基準法第39条に基づき関係自治体が条例によって区域指定及び必要な建築制限を行うもので、出水による危険を勘案して適切に指定されるよう、河川管理者は関係自治体に必要な情報提供を行う。

水防活動・避難行動等に資する雨量・水位情報等の提供については、地域の実情と情報技術の普及状況を踏まえ、適切な情報内容、情報媒体を検討しつつ、必要な施設整備を行う。

水防活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携・協力する。

#### 第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも適正な水利用が図られるよう関係機関との連携を図る。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、円滑な渇水調整が図られ、関係者に適切な情報提供が行われるように、関係機関及び利水者との連携を図る。

#### 第5節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境に関しては豊かな川の流れに育まれてきた多様な動植物の生息・生育及び繁殖の環境に配慮しつつ、流域の歴史や地域文化と熊野川が持つ役割を保全し周辺の景観との調和を行い良好な河川環境及び景観の保全と維持に努める。

このため、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、動植物の生息・生育状況調査を継続的に行う。河川改修を行う際には、できるだけ影響の回避、低減に努め、良好な河川環境の維持に努める。魚類等の水生生物の移動経路の維持、多様な動植物が生息・生育できる河川環境の保全に努める。外来種については、在来種の生育・生息環境を保全するため、関係機関と連携し情報共有を図るとともに、移入回避及び拡大抑制に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の水質の改善・保全に努める。また、洪水後の濁水長期化については、関係機関と連携し濁水の監視および改善に向けた取り組みを進める。

良好な景観の維持・形成については、世界遺産に登録されている熊野川の歴史的空間や、瀨峡に代表される美しい渓谷等の景観資源の保全と活用を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成に努める。

熊野川の歴史・文化や、イベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。

### 第3章 河川の整備の実施に関する事項

#### 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

##### (1) 治水を目的とする河川工事

熊野川圏域において、治水を目的とする河川工事として予定するものは、表9の通りである。また、それぞれの工事に関する位置図及び代表断面図は図15～24の通りである。

表9に記載する以外に治水を目的とした施設の更新、河岸侵食の防止等の必要な整備を行う。

以上の河川工事を実施する際は、みお筋や瀬淵等の河川環境の保全や景観の保全に配慮する。

表9 計画的に工事を実施する区間及び整備内容

	河川工事の種類	施工の場所	設置される施設等	摘要
和歌山県	輪中堤 河床掘削 排水施設	本宮地区 35.5k～37.5k付近 (熊野川距離標)	輪中堤延長 約400m 河床掘削 約2,000m 排水路等内水排除施設など	計画対象流量 5,600m <sup>3</sup> /s
	輪中堤 宅地等の嵩上げ	日足地区、能城山本地区 20.0k～21.0k付近 (熊野川距離標)	輪中堤延長 約1,000m 宅地等の嵩上げ など	計画対象流量 12,000m <sup>3</sup> /s
	河床掘削	田長地区 17.6k～18.2k付近 (熊野川距離標)	河床掘削 約600m	
三重県	河床掘削	和気地区 17.0k～19.2k付近 (熊野川距離標)	河床掘削 約2,200m	避難経路の浸水頻度の軽減
	河床掘削	瀬原地区 7.8k～8.2k付近 (熊野川距離標)	河床掘削 約400m	計画対象流量 12,000m <sup>3</sup> /s
	(大又川) 河床掘削	五郷地区 8.9k～9.7k付近 (大又川距離標)	河床掘削 約800m	計画対象流量 400m <sup>3</sup> /s
	(板屋川) 河床掘削	板屋地区 2.8k～3.3k付近 (板屋川距離標)	河床掘削 約500m 護岸 築堤	計画対象流量 255m <sup>3</sup> /s
	(小又川) 河床掘削	小又地区 0.11k～0.96k付近 (小又川距離標)	河床掘削 約850m 護岸	計画対象流量 155m <sup>3</sup> /s





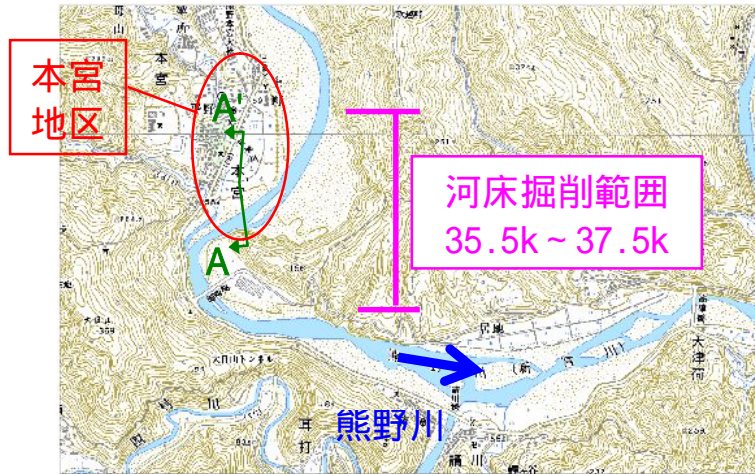


图 16 本宮地区計画対象区間位置図

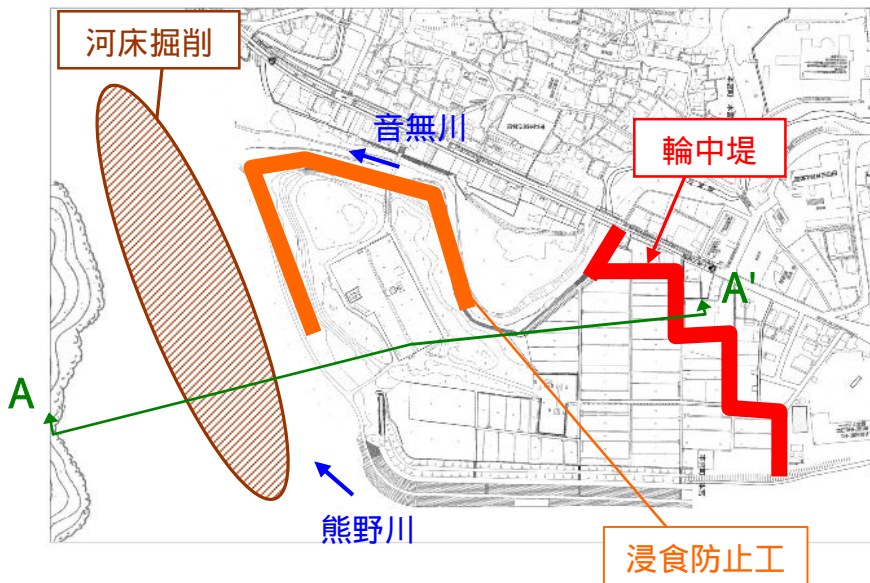


图 17 本宮地区計画対象区間位置図

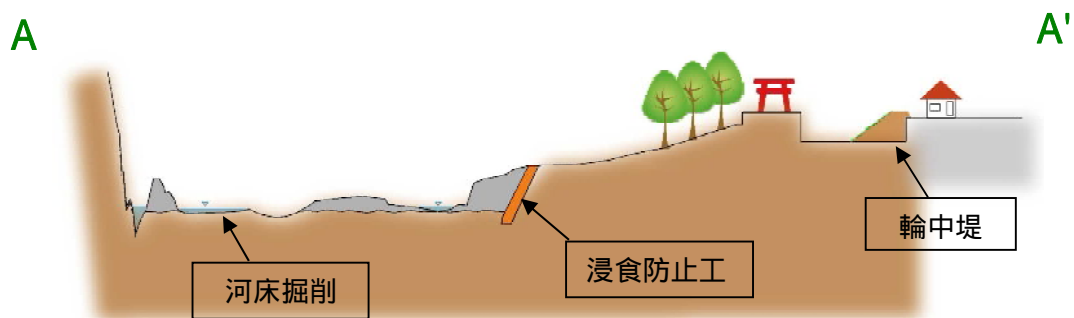


图 18 本宮地区代表横断面

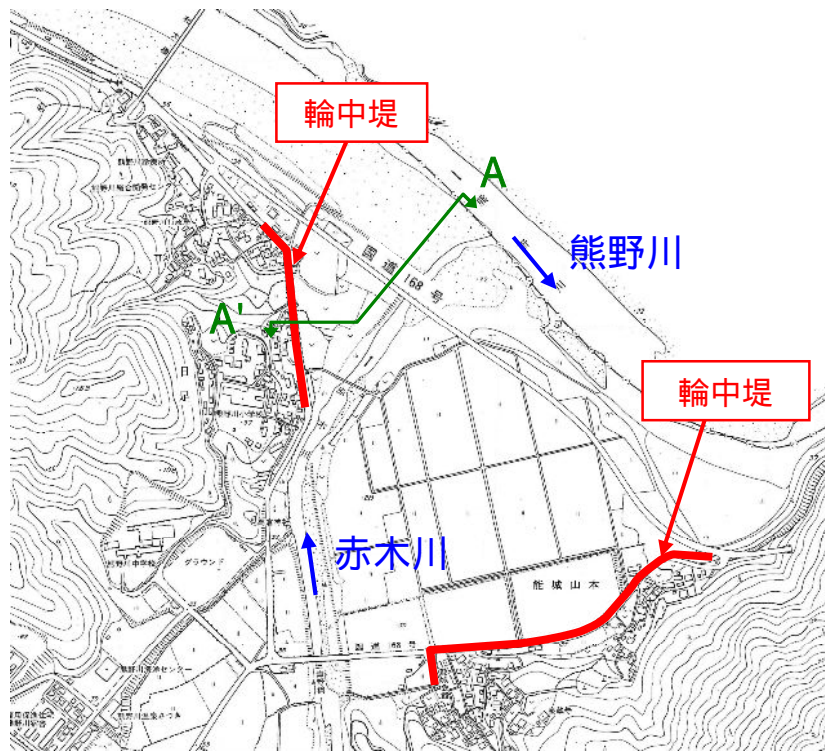


図 19 日足地区、能城山本地区計画対象区間位置図

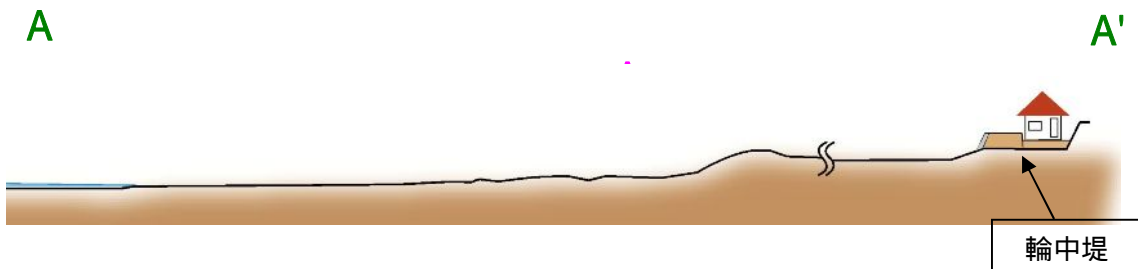


図 20 日足地区、能城山本地区代表横断面図



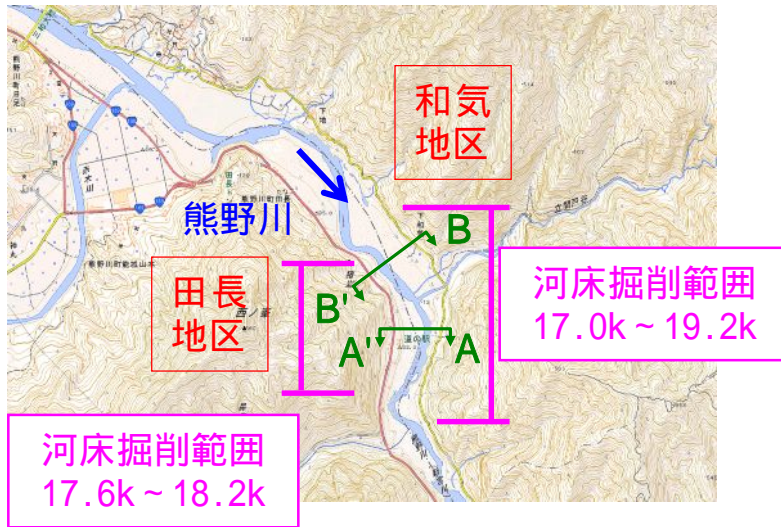


图 21 田長地区、和気地区計画対象区間位置図

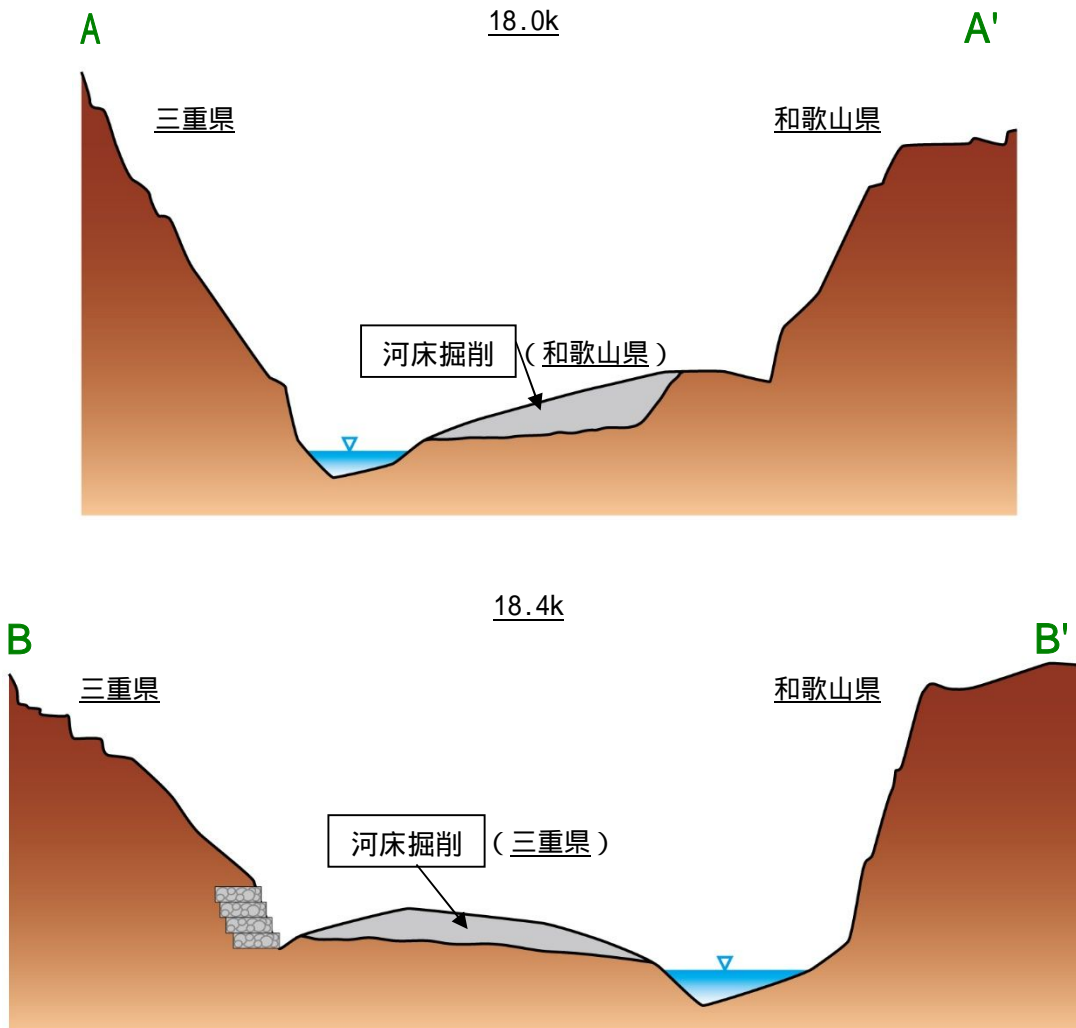


图 22 田長地区、和気地区代表横断面图

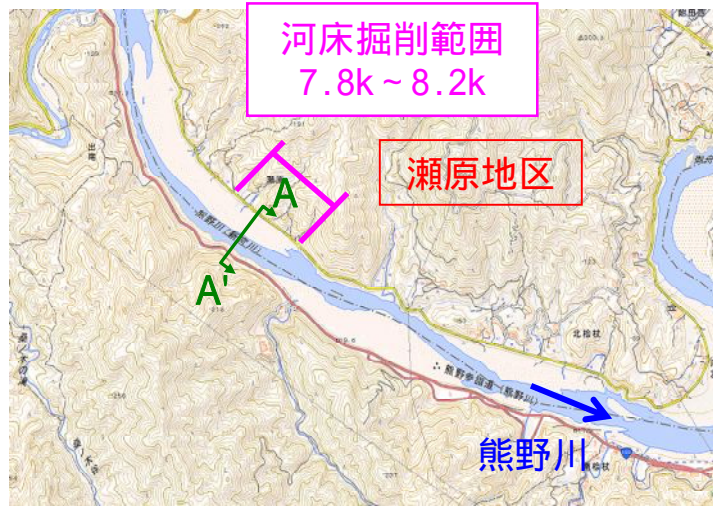


图 23 瀬原地区計画対象区間位置图

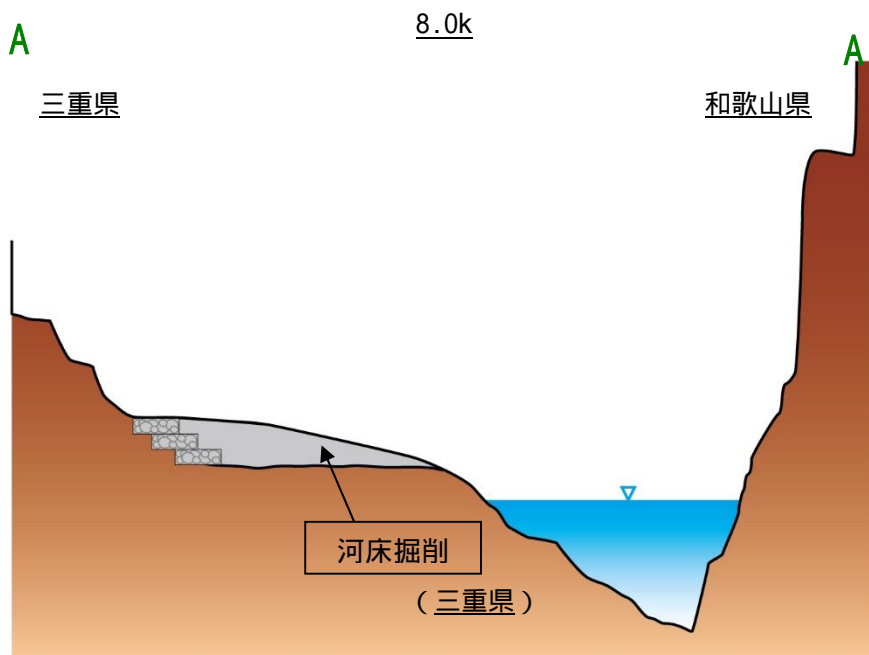


图 24 瀬原地区代表横断面图



## (2) 河川環境の保全を目的とする河川工事

熊野川圏域においては、河川の自然環境を保全する工事や、景観を保全・改善する工事  
また利用環境の保全・改善に係る工事をする場合にあっては、地域住民及び関係者の意  
見を踏まえ実施する。

### 第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川における洪水等による災害発生の防止または軽減に関する現状と課題を踏まえ、河  
川整備の基本理念、目標の達成を目的として、整備の段階を考慮しながら、治水・利水・  
環境の面から総合的に判断し、占有者及び関係機関と調整を図りながら、適切な維持管理  
を行う。

除草・伐木やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理においては、地域住民の参画と  
協働をより推進するための仕組みづくりの支援を行う。

河川工事を実施する各地区においては、第3章第1節に記載した河川工事の目的が損な  
われることの無いよう、堤防及び水路の維持管理、総合的な土砂管理に配慮して河床の維  
持掘削等を実施する。

河川管理に必要な水文観測施設、河川情報の提供に必要な施設等の機能が損なわれな  
いよう、適切な維持管理を行う。

## 第4章 河川情報の収集と提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

### 第1節 河川情報の収集と提供

#### (1) 洪水対策に関する情報

水防活動や避難行動を支援するため、河川にかかる情報を幅広く収集し、地域住民・関係機関等に対して確実に提供する。提供する情報としては、災害時の水防活動・避難行動等の判断材料となる水位、雨量等の実時間情報や、平常時からハザードマップによる災害リスク情報の提供を行う。情報伝達手段については、インターネットや地上デジタル放送により情報提供を行う。なお、提供したデータが有効に活用されるよう、関係機関等と協力して啓発に取り組む。

また、第3章第2節に記載した河川の維持管理に必要な情報の収集を行う。

#### (2) 利水に関する情報

利水に必要な河川情報について、国及び利水関係者から、必要な情報を収集するとともに情報を共有する。

#### (3) 河川環境に関する情報

河川環境や河川景観の改善・保全に必要な情報については、関係機関と連携し調査等を行い収集するものとする。なお、調査項目等については、学識経験者、関係者の意見を踏まえて実施することとする。また、関係機関と連携し濁水の監視・改善に関する情報の収集を行うものとする。

### 第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

河川を常に安全かつ適切に利用・管理する気運を高め、この河川整備計画が目指す川づくりを積極的に作り出すためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。

地域住民、団体、事業者などと行政との連携を強化し、協働の観点から問題の解決に取り組むため、これまでの河川行政における河川管理者と関係機関や地域住民との関係を再確認し、地域住民が積極的に川づくりに参加できる体制づくりや、地域住民が主体となった水防体制づくりの支援に努める。

地域住民と緊密な関係を保つため、河川情報の公開や提供、共有化を行うとともに、防災教育等の推進を行い、防災意識の向上を図る。

また、貯留機能が期待できる沿川農地や、上流域の土砂流出抑制機能、水質浄化機能の保全に向け、健全な水循環が保全されるよう、関係機関と協力し対策に努める。

附图

(平面图)



凡 例	
	和歌山県、三重県管理区間
	直轄管理区間
	流域界
	和歌山県
	三重県
	行政界(県界、市町村界)

図：熊野川圏域施工区間平面図



【参 考】

## 河川整備計画用語集

## 1. 河川一般

### 【流域（りゅういき）】

河川の分水嶺と海に囲まれた範囲。降雨や降雪による表流水が集まって、ある河川に流入する全ての範囲（地域）のこと。

### 【水系（すいけい）】

同じ流域内にある河川と関連する湖沼を総称して水系と呼ぶ。

### 【本川（ほんせん）】

同一の水系内で流量や長さなどが最も重要と考えられる河川。

### 【支川（しせん）】

本川に合流する河川。本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」というように区別することがある。

### 【派川（はせん）】

本川等から分かれて流れる河川。

### 【放水路（ほうすいる）】

河川の途中から人工的に開削し、直接海や他の河川に放流する水路。分水路とも呼ばれる。

### 【捷水路（しょうすいる）】

河川の湾曲部を直線化して流下能力を増加させた水路。

### 【河川管理施設（かせんかんりしせつ）】

河川管理者が管理する河川構造物（堤防、護岸、ダム、水門等）を言い、河川管理者以外の者が河川管理者の許可を受けて設置する工作物（橋梁や農業用取水堰等）を許可工作物という。

### 【感潮域（かんちょういき）】

河川の水位が潮位変動の影響を受ける範囲のこと。

### 【堤防（ていぼう）】

人家等のある地域に河川の水が浸入しないように、河川に沿って土砂等を盛り上げた治水構造物。一般に土手とも呼ばれる。

### 【右岸、左岸（うがん、さがん）】

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、河川の右側を右岸、左側を左岸という。

### 【川表、川裏（かわおもて、かわうら）】

堤防を境にして、水が流れている方を川表、住居等がある方を川裏という。

### 【堤内地、堤外地（ていないち、ていがいち）】

堤防によって保護されている区域を堤内地、堤防にはさまれて水が流れる部分を堤外地という。

### 【高水敷（こうすいじき）】

堤外地の常に水が流れている部分（低水路）よりも一段高くなった敷地。

### 【河川区域（かせんくいき）】

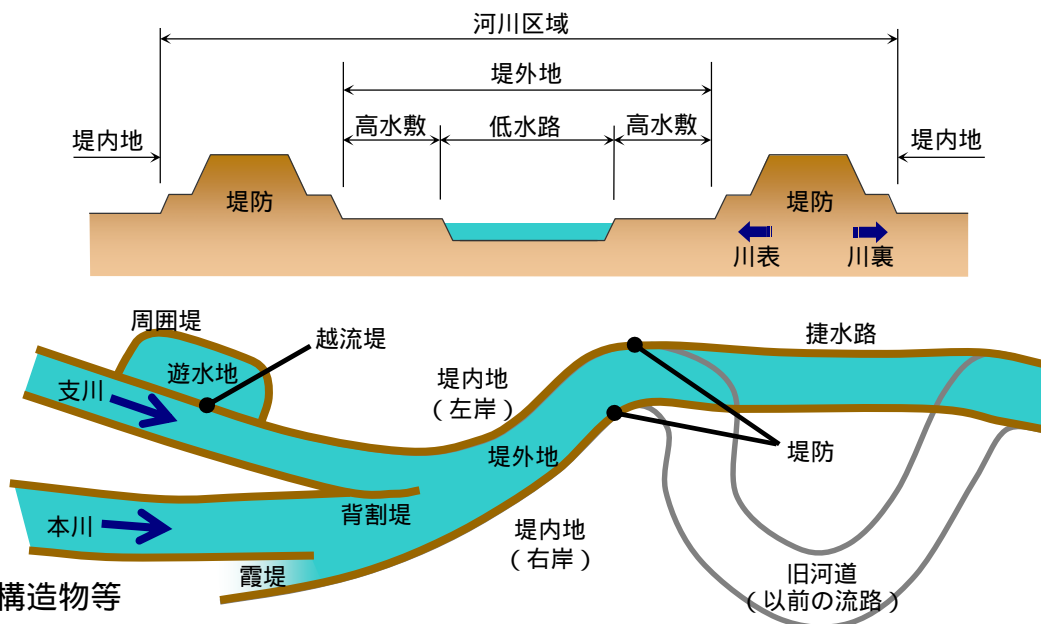
流水部や堤防・樋門など、河川としての役割を持つ区域と河川を管理するうえで必要となる箇所を河川区域という。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、ここでは河川法が適用される。

### 【遊水地（ゆうすいち）】

洪水を一時的に貯留し、流量を減少させるために設けた区域。

### 【排水機場（はいすいきじょう）】

洪水時に樋門などを閉じたとき、ポンプによって堤内地側に降った雨水を川へくみ出す施設。



## 2. 河川構造物等

【樋門（ひもん）・樋管（ひかん）】

用水の取水や堤内地に溜まった水を排除するために堤防を横切ってつくられた暗渠（水路）。洪水時には水路に付けられたゲートが閉められ堤防と一体となって堤内地側に洪水が流入することを防ぐ。

【堰（せき）】

主に、農業・工業・水道・発電等に利用するための水を河川から取水するための施設。頭首工、取水堰とも呼ばれる。海水の遡上を防止するために設置されることもある。水位や流量を調整するためゲート等の施設を有するものを可動堰と言い、無いものを固定堰という。

【床止め（とこどめ）】

流水の作用で土砂が流出することを防止し、河床を安定させるために設けられる施設。床固め、帯工と呼ばれることもある。床止めに落差がある場合、落差工と呼ぶ。

【築堤（ちくてい）】

堤防を築造すること。

【引堤（ひきてい）】

堤防間の河川断面を増加させるため、あるいは堤防法線を修正するため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去すること。

【河床掘削（かしょうくっさく）】

河川断面を増加させるため、あるいは堆積した土砂を撤去するために、川底を掘り下げること。

【覆土（ふくど）】

植生の復元や景観の向上のため、護岸等を土砂などで覆うこと。

### 3．河川計画

【河川整備基本方針

（かせんせいびきほんほうしん）】

河川法に規定され、流域毎に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述するもので、整備の考え方を記述するもの。長期的な観点から、基本高水、計画高水流量配分等の抽象的な事項を定める。

【河川整備計画（かせんせいびけいかく）】

河川整備基本方針に沿って、流域の管理者毎におおむね 20～30 年の間に実施する具体の整備内容を定めるもの。

【基本高水流量

（きほんたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

ダムなどの人工的な施設での調節を行わずに、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出した場合の河川流量。

【計画高水流量

（けいかくたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

基本高水流量からダムや遊水地などの洪水調整施設での調整流量を差し引いた河川流量。

【流下能力（りゅうかのうりょく）】

河川に、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

〔類似用語〕現況流下能力：現在の河川の整備状況、河川の状態で、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

【計画雨量・計画降雨

（けいかくうりょう・けいかくこうう）】

河川の計画に用いる降雨量のこと。通常、雨の規模と継続時間によって表現される。計画雨量の規模は年超過確率または、相当する過去の実績降雨で表現されることが多い。（例：1/30 の確率の降雨、平成 16 年 9 月 日豪雨相当の降雨）

【基準地点（きじゅんちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために基準とする地点のこと。基準地点では流量配分計画を定める。通常は 1 水系につき 1 箇所の基準地点が定められる。

【主要地点（しゅようちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために、基準地点のほかに流量配分計画が定められる箇所。

【総合治水（そうごうちすい）】

流域内に降り、流出する雨水の処理をダムや河川改修のみに頼るのではなく、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させるなどして流出する水量を減少させたり、都市計画や下水道事業等と連携するなど、総合的に実施する治水のこと。

### 4．防災・水防等

【洪水（こうずい）】

一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は、流域に大雨が降ることなどによって、河川を流れる水量が通常時よりも大幅に増加する現象を指す。

【治水（ちすい）】

河川の氾濫、高潮等から生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御すること。

【水防活動（すいぼうかつどう）】

河川などの巡視や洪水などの被害を未然に防止・軽減するために行う活動のこと。

【破堤（はてい）】

堤防が壊れて川の水が堤内地に流れ出すこと。

【洗掘（せんくつ）】

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表面や、河岸、河床の土砂が削り取られること。

【越水（えっすい）】

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すこと。

【内水氾濫（ないすいはんらん）】

洪水時に河川の水位が上昇することなどによって堤内地の排水が困難になって生じる湛水のこと。

【超過洪水（ちょうかこうずい）】

治水計画を作成した時に、対策の目標とした洪水の規模（計画規模）を超える恐れのある洪水のこと。

【避難判断水位（ひなんはんだんすい）】

はん濫等のおそれが生じる場合に備え、あらかじめ定めた河川の基準水位のこと。降雨の状況によっては河川がはん濫する恐れがある際に、避難の参考となる水位。

【洪水ハザードマップ（こうずいはざーどまっぷ）】

河川のはん濫による浸水被害を予測し、浸水範囲を地図化したものに浸水深や避難場所などの情報を図示し、的確な避難に役立てようとするもの。

## 5. 利水・環境等

【正常流量（せいじょうりゅうりょう）】

景観・動植物の保護・清潔の保持・舟運・塩害の防止・河口閉塞の防止・漁業・河川管理などの河川の正常な流水の維持に必要な流量と、水利権に必要な流量を満足する河川の流量のこと。

【渇水流量（かつすいりゅうりょう）】

年間を通じて 355 日はこの値を下回らない流量のこと。

【低水流量（ていすいりゅうりょう）】

年間を通じて 275 日はこの値を下回らない流量のこと。

【利水（りすい）】

生活、農業、工業などのために水を利用すること。

【許可水利権（きょかすいりけん）】

河川法第 23 条において「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」とされており、この規定により許可された流水の占有の権利のこと。

【慣行水利権（かんこうすいりけん）】

水利に係る法律の成立以前の取り決めなどによって、社会的に使用を承認された水の利用の権利のこと。

【灌漑（かんがい）】

必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、農業用水を合理的に圃場等の耕作地に引くこと。

【汽水域（きすいいき）】

汽水（河川などから流出する淡水と海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体）が恒常的に、あるいは季節的に存在する河川や内湾の範囲のこと。

【澇筋（みおすじ）】

平時に主に河川の水が流れている道筋の部分のこと。

【瀬（せ）】

河川の中でも流れが速く水深の浅い場所のこと。比較的波立ちが少なく平穏なところを平瀬、流れが早く波立っているところを早瀬と呼ぶ。瀬は水深が浅く、川底まで日光が良く届くため藻類が育ち、水生昆虫や魚類の餌場となる。

【淵（ふち）】

河川の中でも流れが遅く水深の深い場所のこと。河川の蛇行区間や巨石の周辺、滝の下流などで川底が深くえぐられることによってできる。流れが緩やかで深い淵は魚類の休憩場所や、ナマズなどの棲みかになる。

【エコトーン（えことーん）】

二つの異質な生息環境が隣接しており、その境界部に環境諸条件の連続的な変化があり、それに伴って植物群落や動物群集の移りゆきが見られる場所のこと。陸域と水域の境界になる水際（みずぎわ）等を指す。移行帯または推移帯とも呼ばれる。

【親水性（しんすいせい）】

水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。水や水辺と触れ合える機能のこと。

## 6. その他

【ハード対策（はーどたいさく）】

治水・河川分野では、河川改修やダムなどの治水施設の整備によって、洪水や高潮などの外力に対抗しようとする対策を総称してハード対策と呼ぶことが多い。

【ソフト対策（そふとたいさく）】

治水・河川分野では、河川情報の提供や河川情報等の取得に必要な施設の整備などを総称してソフト対策と呼ぶことが多い。

（例：浸水想定区域図の作成や特別警戒水位の設定、水位情報の提供、河川監視カメラの設置など）

【パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）】

意見公募手続とも呼ばれ、公的な機関が制度や計画などを制定しようとするときに、広く公（おおよ）に意見や情報を求める手続きのこと。制度や計画の影響者の意見等を事前に聴取し、より良い行政を目指そうとするもの。

【NPO（えぬぴーおー）】

Non-profit Organization（民間非営利団体）の略。営利を目的とせず公益のために活動する民間の組織のこと。